

中世から近世への移行期における都市統治の構造と機能：帝国自由都市マインツの都市参事会統治を中心に

神寶, 秀夫
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門：教授：西洋史学

<https://doi.org/10.15017/10314>

出版情報：史淵. 145, pp.191-242, 2008-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

中世から近世への移行期における都市統治の構造と機能

——帝国自由都市マインツの都市参事会統治を中心に——

神 寶 秀 夫

問題提起

筆者は、本稿において、中世から近世にかけてのドイツ都市——ひいては、当時の「クニ」一般——における統治構造と統治機能の変化を解明したいと思う。考察対象は一五世紀中葉の帝国自由都市マインツ、特に、——当市の統治体制を、マインツ大司教の都市君主組織と共に構成していた——都市参事会統治である。そして、一五世紀の都市参事会統治を事例にして、都市の統治構造と統治機能についての、中世から近世への移行過程における「変容」と「断絶」の解明のための手がかりを得ることに努めたいと思う。マインツ大司教位フェーデに巻き込まれ、それに敗北することにより、一四六二年、帝国自由都市から選定侯都市＝領邦都市へと降格したマインツ市は、その解明のための格好の対象である。この降格は、従来より、ドイツ領邦国家形成史における「画期的事件」として著名である¹⁾。

ところで、この課題は、さらに、統治体制史（＝「国制史」）の観点からして、一五世紀を歴史的に、つまり、時代区分論的に、何処に位置づければよいのかの手がかりを発見することにもなる。従来、近世に相当する時代

は「絶対主義化＝中央集権化」が進んだ近代前半期として捉えられ、中世との異質性が強調されてきた。だが、この「中世と近代との乖離」に対し種々批判がなされ、第二次世界大戦後は、近世における「非絶対主義＝前近代」的側面が強調され、時には、近世を「長い中世」の後半期と把握する学説も有力となった。⁽²⁾しかし、今日におくつは、*Historische Zeitschrift*, Bd.269 Hef. 1 ff., 1999 ff.“や、*Gebhardt*, 10. Auflage, 2001 ff.“の時代区分が示すように、近世は、中世と近代との間に位置する「固有の時代」として把握されることが一般的になり、筆者も以前からこの立場をとってきた。⁽³⁾

だが、中世が近世へと革命的に変化したわけではない。むしろ、最近では、近世への変化は既に中世末期に始まっていることが、再び注目されている。そこで、筆者は、近世において突如登場してくる「断絶」の側面のみならず、中世の国制的、政治的、法的な形態がどのように「変容」を遂げていったのかという側面にも注目し、この二側面の観点から、一五世紀の帝国自由都市の参事会統治のあり方の解明に努めることにしたい。なお、別稿で明らかにしたように、当市では、一三三一年以降の帝国自由都市段階においても、市民及び都市参事会は大司教に対し定期的に「臣従誓約」を果たし続け、大司教の都市君主権を認め続けていた。市民自治組織の上に都市君主権が位置するといった「重層的二元主義」構造が一四世紀中葉に確立したことが、本稿の考察の前提である。⁽⁴⁾

以下、一で主要史料の性格を確認した後、二において都市参事会構成を、三において都市参事会権限（立法、司法、行政）を、四で市民・住民の「家」の展開を考察し、最後に、五で領邦都市段階での統治構造と比較し、近世への「変容」と「断絶」を考えてみたいと思う。

一 主要史料

1 『平和法典』(D)(一四三七～一四四四年編纂)

『平和法典』は、基本的には刑法典にして刑事訴訟法典である。テキストとしては Franz Joseph Mone (Hrsg.), Das Friedensbuch der Stadt Mainz. Um 1430, in: Zeitschrift für die Geschichte des Oberheins, Bd. VII, 1855, S. 8-28 を使用する²⁹⁾。

モネが一八五五年に翻刻したこの『平和法典』(D)(序及び九四箇条)は、一五世紀中葉に都市参事会が作成し都市紋章を付したマヌスクリプト(マインツ市立図書館所蔵、小フォリオ版羊皮紙四九葉)の前半部(フォリオ一～二九 a)を活字化したものである。

本マヌスクリプト全体の構成は、次のごとくである。⁽⁵⁾

- (1) フォリオ一～二九 a .. 『平和法典』。
- (2) フォリオ二九 b .. ユダヤ人誓約(別人の筆跡)。
- (3) フォリオ三〇 a ～三四 a .. 白紙。
- (4) フォリオ三四 b .. 毎年の『平和法典』告知に関する指令。
- (5) フォリオ三五～四〇 .. ブドウ酒小売業及び市門閉鎖に関する協定(一四三五年一月七日)。
- (6) フォリオ四一～四二 .. 『平和法典』に関する市長、都市参事会、三名のツンフト参事会員、平民団体のための個別規定及び誓約定式。
- (7) フォリオ四二～四五 .. 一四四四年一月二三日付けの、『平和法典』の付加条項、都市行政規定。
- (8) フォリオ四七～四八 .. 一四六二年以後の都市参事会員のための誓約定式(別人の筆跡)

このマヌスクリプトは、都市参事会が作成した行政（立法、裁判をも含む広義の行政概念、つまり統治）文書である。この文書の最初の部分として収められているところに、『平和法典』（D）の重要性、及び、都市参事会立法による法典としての性格（後述）が如実に現れている。つまり、本法典の条項は一四世紀中葉までの中世的な「締約」（Satzung）ではなく、立法機関としての参事会が制定する法となっていたのである。なおかつ、本法典では、従来の旧条項が改正されつつ並べ替えられ、新条項が付加されていた。この新たな編纂に主体的に参与したのが都市法律顧問ドクター・コンラート・フメリ Dr. Conrad Humery であって、彼はローマ法を大学で学んでいた。したがって本法典は、これまで指摘されてこなかったことであるが、ローマ法的な改変を伴って編纂された法典と捉えることができ、すでに近世法的な性格を押し出すものであった。

次に問題となるのが、本法典の編纂の意図である。この論点は法典の成立時期と関わりあっているが、法典中に成立時期が明示されておらず、研究史上、三つの説がある。諸説とも、第三次ツンフトー平民闘争（一四二八―一三七年）及び第四次ツンフトー平民闘争（一四四四―一六年）と関わせて論じられているため、まず、両ツンフトー平民闘争の経過を略述しておく。第一次ツンフトー平民闘争（一三三二―一三年）以来、参事会議席の半数を有していた平民は、一四三〇年三月八日以前に一時的に参事会議席を独占することに成功した。しかし、大司教（コンラート三世）は、一三世紀以来、三つの身分特権（毛織物販売権、造幣請負仲間権、両替権、家人権）の賦与を通して自らの一権力基盤たらしめてきた「長老」門閥の大幅な勢力後退に際し、「長老」門閥寄りの調停に乗り出した。その調停が功を奏して、三月二十八日に、「長老」門閥と平民との間で第一次『協定書』が締結され、「長老」門閥は参事会員（三六名）・市長（三名）・出納長（三名）の三分の一を占め、さらに一四三七年一〇月五日以後の第二次『協定書』により「長老」門閥は参事会員（二八名）・市長（四名）・助役（四名）の半数を再び占めるようになった。だが、一四四四年二月二三日付け『新市制規約』により参事会・市長（三名）・ツンフトの

三者の下にある「ツンフト体制」が確立し、かつ、ツンフトー平民は参事会にたいし同盟・戦役・課税・借款などの公益に関わる共同統治権を最終的に確認されたのであった。⁽⁶⁾

さて、成立時期⁽⁷⁾に関してであるが、①編者のモネ（二八五五年）は、上記の第一次『協定書』の中に挙示されている現行都市法規が本法典⁽⁸⁾だとして、成立年代を一四三〇年（頃）とした。これに対し、②C・ヘーゲル（一八八一年）は、『平和法典』（D）第五三条で「四名の市長」について述べられていることから、成立時期を第二次『協定書』が締結された一四三七年以後のある時期と推論している。⁽⁹⁾③L・ファルク（一九九八年）は特に典拠を挙げることなく、一四三七年と考えている。⁽¹⁰⁾

こうした学説状況にあつて、第一次『協定書』に挙示されている『平和法典』が本法典であるための根拠に乏しいこと①への批判、第五三条での市長の数が四名であることから一四三七年以後と考えることは妥当であるが、市長数が三名に戻った一四四四年以後とは考えられないこと②への批判⁽⁸⁾ また、一四三七年と特定する根拠に乏しいこと③への批判⁽⁹⁾、以上を踏まえ、筆者はまずは、『平和法典』の編纂時期を一四三七年一〇月五日から一四四四年一二月三日以前のある時期であつたと考える。しかし下限については、『年代記』において、二〇名闘争委員会が一四四四年九月二六日付けで参事会に提出した「対抗収支決算表」の中で、「我々（＝平民）の都市参事会員である尊敬すべきマイスター・ドクター・コンラート・フメリは、我々すべての懇願と要請のゆえに旧平和法典を改定し、正しく秩序付けることにあえて取り組んだ」と記されており、下限を一四四四年一二月二三日以前よりも同年九月二六日以前の方が正確であると結論づけたいと思う。

以上の考察から、本法典は、ツンフトー平民側の都市参事会員が自らの発案で改定を進め、大司教「長老」門閥の承認を勝ち得た法典であると考えてよい。ここでは、ツンフトー平民側の都市参事会員の利害が優越しながらも、大司教「長老」門閥の利害との妥協、都市参事会員としての両者の利害、さらに、統治同意権を確保した

一般市民の諸権利との妥協が絡まりあって、都市参事会体制の新たな確立が意図されていたのである。

2 「会計簿」ないし「収支決算簿」

史料として、ヴェルツブルク州立古文書館 (Staatsarchiv Würzburg) 所蔵のマヌスクリプト『マインツ市会計簿』(Accidental = und Bestelungsbücher Nr. 1-1^a (Großfol. Perg.): Mainzer Stadtrechnung 1410 (Signatur 40576), 1436 (ibid. 40577), 1449 (ibid. 40578), 1458 (ibid. 40579), 1460 (ibid. 40580))¹⁾ 及び『マインツ市年代記』記載の「会計簿」(一四三七、一四三八—一四四三年)²⁾を用いることにする。これらの会計簿は、一五世紀に入って逼迫してきた都市参事会財政の建直しを目的として財政の実態を把握するために作成されたものである。その作成の契機は、平民—ツンフト闘争の際に闘争委員会側が都市財政の実態を示すよう要求したことにあり、参事会会計役はいたものの、いまだ予算制度に基づく近代的財政制度は確立されていない。従って、当文書は、通常表現されている「会計簿」というよりはむしろ、一四三六年から一四四三年までは膨大な市債の返済方法を案出すべく、定期的に財政の実態を可能な限り記載した「収支決算簿」、そして、財政危機を一応脱した一四四〇年代後半以降は再び臨機的にそれを記載した「収支決算簿」と把握する方がふさわしい。

当文書の構成であるが、まず最初に会計役の氏名が記載され、ついで(一)「歳入」がほぼ項目ごとに記載され、最後に(二)「歳出」が記載されている。いまだ、無論「複式簿記」の形式はとられておらず、歳出の記載方法が整う——すなわち、項目ごとの記載——のも、一四三六年以降のことに属するのである。

二 都市参事会構成

一五世紀の都市参事会の構成員を見てみると、ツンフトー平民闘争を契機として、「長老」門閥とツンフト員は、①第二次闘争・二九名と二九名、②第三次闘争・一四二八年には七名と二八名、一四三〇年には〇名と二七名、その後二名と二四名を経て、一四三七年には一四名と一四名、そして③第四次闘争・〇名と二九名という風に変化している。つまり、この世紀のマインツ市においては、第三次ツンフトー平民闘争の後半段階に大司教「長老」門閥側の一時的な巻き返しが行われたものの、一貫してツンフトが参事会の議席の独占を目指し、それに成功したのであった。だが、これには二側面がある⁽¹³⁾。

まず、徹底的、根底的な「民主化」がなされた訳ではない。①ツンフトの数が、例えば一四三七年には四〇以上あったにもかかわらず、ツンフト側の参事会議席数はせいぜい二九であり、さらに、この中においてもツンフト間に格差があった。また、②同一ツンフト内部の親方数は多数であり——例えば、一五四一年の兄弟団の親方数は六く一五一一人——、参事会員に選出される有力親方はごく僅かであった。ツンフトー平民闘争は、有力親方の利害、意見を参事会に反映させ、新たな「寡頭政支配」を形成していく上で大きな意味があったのである。

だが、その一方で、ツンフトー平民闘争はこの新たな「寡頭政支配」を抑制する機能も果たしていた。参事会議席を占有する二九ツンフト内部の「新人」門閥形成の合法化が阻止され(二四二一年)、第二次闘争以降、参事会が行なう課税・同盟・軍事・借款という公共事に関する同意権が平民により要求され、最終的にそれが参事会から承認されたこと(一四四四年)は、「長老」門閥や特定の親方といった新旧のごく少数の有力者による「寡頭政支配」の強化・確立を一定程度抑止し、共同体原理を維持する役割をも果たしたのであった。

こうした二方向の動きの中から、ツンフトー平民側の参事会員の利害を優越させつつ、新たな都市参事会体制

の確立を図らんとして、『平和法典』Dが編纂されたのである。

三 参事会権限

『平和法典』(D)の「序」に、「その時々において我々マインツ都市参事会により選出され平和維持のために設けられている市長」とあるように、一四世紀と同様に一五世紀においても、市長権限存立の最終的根拠は依然として、「参事会内互選」、ならびに「都市平和の維持」に求められている。また、「序」において、「市長は、「市民から」臣従礼を受ける際、こうした項目、事項並びに条項を維持し、司り、是認することを、毎年単独で神及び天上の諸聖徒に対し世俗的な誠実でもって堅約すべきである」と規定されており、市長だけが遵守義務を負っている。つまり、原理的には裁判権は市長により掌握されているのであって、他の参事会員は市長を補佐する役割を担っているという体制であった。以下、『平和法典』の分析を通して、市長裁判権を核とする参事会権限——さらには参事会支配体制——を明らかにしていく。なおその際、一四世紀との比較に重きをおくことにしたい。¹⁴⁾

1 法典編纂原理

マインツの『平和法典』は、同(D)(序及び九四箇条)よりも前に少なくとも四回編纂されていた。一三〇〇年に編纂された法典名不明のもの(『平和命令』Iと仮称。序及び五七箇条)、一三〇〇／一七年に編纂された『平和命令』A(序及び七五箇条)、一三一七／三五年に編纂された『都市法典』(B)(序及び九二箇条)、一三五二年に編纂された『マインツ平和法典』(C)(序及び一一七箇条)がそれである。これらの旧『平和法典』は、①各条項が、ケメラール・シュルトハイス・世俗裁判官(以上三者は大司教役人)・市長・参事会員・一般市民によって定

立・作成され、大司教役人以外の全住民による毎年の遵守誓約に妥当根拠のある「締約」であったこと、②『平和命令』A以降の各法典が、新定立法を定立順に最後部に次々と付加していくという形態をとっていること、に見られるごとく、中世法的な法典であった。当市の『平和法典』について独り学術的論考を著したC・ヘーゲルは、『平和法典』(D)とそれ以前の法典との関係に関して、条項の順序、表現、参事会への改正権の帰属といった変化を指摘しつつも、同質性を前面に出した論述をなしている。⁽¹⁵⁾これに批判を加えつつ、一五世紀中葉の法典編纂原理を明らかにしていきたい。

そこでまず、数的に『平和法典』(C)との比較を行なうと、次のごとくになる。(D)の序及び全九四箇条のうちで、改正が施されていない条項は三五(第七、二三、二五、二八、三三、三四、三六、三七、四三―四五、四八、四九、五一、六一、六四、六六―六八、七〇―七三、七八、八〇―八三、八六―九二条)、実質的に改正が施されていない条項は一二(第一五、一八、二四、三八、四六、四七、五四、五五、六五、七四、七六、七七条)、それに対し、改正が施されている条項は三二(序、第一、三一五、八、九、一一、一二、一四、一六、一七、一九、二〇、二六、二七、二九―三二、三五、四〇、四一、五〇、五二、五三、五六、五七、五九、六九、七五、八四条)、実質的に新条項である条項は一(第六〇条)、全くの新条項は一五(第二、六、一〇、一三、一一、一二、一三、四二、五八、六二、六三、七九、八五、九三、九四条)である。したがって(D)の編纂過程で変化のあった条項は、後三者の四八条項であって、実に全体の五〇・五%強を占めている。ここからして既に、編纂者側の改変の意図は明らかである。

I 市長・参事会立法

「我々マインツ市の市長並びに都市参事会は、本法典の項目並びに事項が羊皮紙に書きとめられた日々に、それらの意味内容すべての点で、本来理解され一語一語書きとめられている如くに、開廷中の都市参事会において意

見の一致を見て同意に達した」(序)、及び「かくして我々は、規定された項目や事項、条項のすべて、ないし各々を、事の原因や事情に応じて、長くしたり短くしたり、増やしたり減らしたりする全権を完全に都市参事会に留保する」(第九四条)とある。すでに『平和法典』(C)第一〇二条(一三五二年)において都市参事会は法案起草権を独占することが保証されていたが、『平和法典』(D)において市長及び都市参事会は議決権をも含む立法権を独占することが言明されたのである。確かに市長は毎年改選されるたびに市民から臣従礼を受け、その際に市長は法典遵守を堅約する義務を依然として負わされていたが、しかしもはや住民全体の遵守義務——住民の同意権——は否定され、旧来の一年間の誓約法であるとの性格は後景に退いている。この市長・参事会立法は、君主国における君主立法と同じく、近世的な統治原理の誕生を示しているのである。それと同時に、ここに「ローマ法」の影響を見てとることができる。

II 都市参事会体制強化の構成

本法典の構成、つまり条項の順序は、いまだ体系的とは言えない。諸条項が厳密に、刑法の部分と訴訟手続の部分とに類別されているとか、それらがその軽重の度合いに応じて序列化されているとか、とりわけ、原則から法制度をめぐる関係を展開させるといふ演繹的思考といった近代法典編纂の特徴は、いまだ確立はしていない。

しかし、従来は分散していた、都市参事会体制に関わる違法行為の条項が、新条項も含めて、第一条〜第八条として最初にまとめられていることは注目すべきである。しかもその中で「忌まわしい徒党・集会」(第一条)、「同盟・盟約」(第二条)、「都市参事会に対する妨害・悪評流布」(第三条)、「都市・都市参事会にとって不利な助言を求めること」(第四条)に対する刑罰は都市参事会が自由に決定できる不定量の刑罰であつて、これらのことは、動揺している都市参事会体制の立直し・強化の意図を表明するものである。

また、参事会体制関係の条項の後に、おおよそ、第九条から第二三条に殺人や傷害など、第二四条から第四五

条に武器携行や家宅侵入、教会・修道院侵害、家長権侵害、第四六条から第五〇条に市長平和命令違反、第五一条から第六五条に對外的違法行為、第六六条から第七〇条に市外追放者、第七一―七二条に自由世襲借地や債務の訴訟、第七三条から第九一条に雑多な違法行為、そして最後の三条に市長・参事会裁判権、市長・参事会立法、に關係する諸条項が配置されている。この配置の順序がまだ完全に系統的とはいえないものの、また各ジャンル内の違法行為の配列の順序も系統的とはいえないものの、諸々の「刑事事件」がジャンルごとに類別されて集められていることは明らかであり、ここにもローマ法の影響を見て取ることは可能である。

III 市長裁判権の拡大

一世紀前に既に市長は、市民の平和誓約に基づいて、マインツ市民・居住者に対する市内・外での身体・生命の保護権（違法的暴力行為に対する刑事裁判権）を確立しており、『平和法典』（D）においてもそれを保証されている（序、一七）。それが（D）においてはさらに、不法な戦争ないし訴訟の場合、「我々の市民のある者が〔不法な〕戦争、ないし、そのほかに訴訟を誰かある者に対してなし、——且つ彼が〔不法な〕戦争ないし訴訟を外部の者に対して起こす場合——、かくしてそのことにより都市に損害ないし不名誉が生じるならば、あるいは生じうるかもしれないならば、人々は彼の身体と財産を期待すべきである」（三三五。傍線部は、『平和法典』（D）での改正を示している（以下、同。）」と規定されているように、「予防警察主義」が採られるに至っている。また、家宅侵入者は従来、被害者に贖罪すると共に、大司教の世俗裁判所にも贖罪する義務を負っていたが、本法典では世俗裁判所への贖罪義務規定が削除され（二七）、名望家への悪しき言動を行った者への棒打ち刑については、従来は「大司教館」で実施されると規定されていたが、本法典では場所の記載が削除されている（三一）。このように、市長・都市参事会は、一方で市民・居住者に対し権力を強め、他方で大司教からの自立に努めたのであった。

IV 属地主義化の進展

法典の適用範囲に関して、すでに『平和法典』(C)でも属地主義は明白であった。大司教の世俗役人も『法典』を「世俗的な誠実でもって堅約し」遵守する義務、『法典』に則って贖罪する義務を負い(C一〇九)、また、「マインツ市内の修道院付属教会、修道院、教会」の特別な地位は認められながらも、そこでの違法行為も『法典』で記載された贖罪の二倍で市長により処罰される(C六一) ことになっていたのである。

(D)ではこの二条項が受け継がれたにとどまらず(D七八、三三)、属地主義化はさらに進展を見せている。つまり、①市外者が被害者である場合に法典が適用されるのは、敵意をもつての挑発(二一九)にまで及び、また、②市外者が加害者ないし『平和法典』違反者である場合に法典が適用されるのは、謀殺(九)、傷害(一四)、危害・脅威を目的としての武器携行(四一)といった重要な、また日常的な違法行為にまで及ぼされるようになっているのである。市長及び都市参事会による領域支配の強化は明らかである。

と同時に、これに関して認識しておくべきことが二点ある。まず、第一点が、傷害条項(一四)の冒頭「同じく、マインツあるいはこの地のブルク罰令圏において、他の者に傷害を負わずが、殺害には至らなかったマインツの市民、共住者ないし市外者(*bywoner odir ußmann*)は誰であれ…」に明記されているように、支配領域がマインツ市からブルク罰令圏へと拡張していることである(ただし、ブルク罰令圏の実態は不明である)。第二点は、「マインツの外部において市民の身体あるいは財産に危害あるいは損失を及ぼすマインツの市民あるいは市外者は誰であれ、そのことに関して有罪を立証される場合には、そうしたことを市内で犯した場合と同様に贖罪すべきである」(二七)と規定されているように、属地主義も依然として採られていることである。市長及び都市参事会は属地主義を踏まえて、属地主義の範囲を拡大することに努めているのである。

V 違法行為の分類の厳密化

『平和法典』(C)の段階でも違法行為の類別化は行われていたが、(D)においてはそれが一層進められた。特に、それは傷害事件について顕著であり、被害者を不具に至らしめた場合を独立させて規定し(二三)、傷害の法を具体的に述べ——石によるのか、突くのか、投げつけるのか等々——、殺害に至る等、危害が重くなる場合を新たに規定している(一六、一九)。これは中世末の暴力行為の凶悪化を物語っており、市長―都市参事会はそれへの対応を迫られていたと、理解される。

以上、I～Vで考察してきたように、この一世紀の間、市長―都市参事会がその支配体制を強化し、整備してきたことは、明らかである。ところが、これと並行して、逆の動きをとっていたことにも注意しなければならない。それが、市長―参事会の管理下にあるとは言え、紛争における「当事者主義」の一定の容認傾向である。

VI 当事者主義の容認

この傾向は、①殴打事件についての新条項である第二条「同じく、二人ないしそれ以上の者が殴打し合い、そして——このことが：市長達、ないし四人衆の一人に告訴される以前に——和解した場合、仮令市長達、ないし四人衆の一人が告訴なしにこの件に気付いていたにせよ、人々は当事者達をこの件に関して罰してはならない」、及び、②罵言についての第三条、「同じく、マインツに居住している、我々の市民である者は、——女性であろうと男性であろうと——何人も、他の者を罵言を目的に呼び出すべきではない。そのことに不満を抱く者が市長達の面前に来て、彼らに對し、呼び出し人にそうした呼び出しをやめ、両当事者がこの件について適法的に決着をつけるよう命じるべきであると訴える場合、その呼び出し人がそうした呼び出しをやめない時には、この者はマインツを一ヶ月間去るべきであり、かつ、必ずそうした呼び出しをやめるべきである」の傍線部において、顕著である。殴打事件、罵言事件のように軽罪以下の場合には、処罰よりも、双方の和解が勧められる傾向が復

活しているのである。このことは、軽罪以下の犯罪における特定のものは当事者に任せるといふ都市参事会の判断による措置である。と同時に、③殺害者に、五年間（謀殺）ないし二年間（偶発的で故意でない殺害）の市外追放の後で帰市する場合、それ以前に殺害者と死者の遺族は都市参事会による和解に従うべきであるという新たな規定が付加された第九条に代表されるように、刑罰だけで治安の維持を図ることの困難さが、そこに示されている。都市参事会は、個々の住民の自力救済観念、それと関わる名誉観念を一定程度容認することで、自らの体制強化を図ろうとしていたのである。その底には「家」の自立が進んでいたのである。しかし、「家」の自立を野放図に容認することは都市参事会にはできず、殺害や罵言にあつては、和解を自らの管理下におくこと(Besehen)に努めた。そして、市長による和解命令に従わない場合の処罰の内容は「都市参事会の多数部分の合意」とされ、参事会の自由裁量にまかされていたのである。

2 市長・参事会立法権と市長裁判権

上で確認したように、『平和法典』(D)において市長及び都市参事会は議決権をも含む立法権を独占することが言明された。この立法権で制定された法で、市長は治安の任に当たった。本来は市民の平和誓約に基づいて形成され、依然として参事会権限の中核の一つをなしていた市長裁判権は、本法典でも第五九条により保証された。

「損害を受けたたり、あるいは髪を引つ張られたり、あるいはその他の被害を受けたりした市民は誰であれ、その者やその親族はその月の内に市長達に告訴すべきであり、ある者が損害あるいは危害を受けた月の内に市長達の面前に提起された件は、彼らがこれを裁くべきである。その者が期限内に遅れるならば、何人も彼のために裁くべきではない。但し、誰かある者がそのようにして死亡した場合を除く。これにより、古来より受け継がれている如く、このことは維持されるべきである。」(五九。(C) 三八)

一世紀前と同じく、裁判において輪番制になっている市長は、担当月内に生じた違法行為しか裁けない「Monatsrichter」であった。また、訴訟手続きの点でも、この条項が示すように依然として「私訴主義」が採られており、中世的手続きのままである。事実、原告として市長が挙げられているのは「都市参事会への妨害、不正な抵抗」(三)、「都市参事会や都市への不利益な行動」(四)、「都市ないし市民に害を及ぼす目的での市外者の呼び入れ」(五)の三条項に限られ、一般的に「man」が原告として挙げられているのも「いまわしい徒党・集会」(一)、「都市に不名誉や害を及ぼす同盟」(二)、「傷害」(一四、一六)、「武器携行」(二四、二七、四〇、四三、四四)、「非追放者の隠匿」(五七)、「庇護民保有」(九〇)といった、特定の個人が被害者ではなく、都市の「公益」に被害を及ぼす違法行為の条項に限定されていたのである。

だが、この規程は当該月を越える告訴を無効とすることにより、間接的ながらも被害者側に告訴を強制し得ている。さらに、『平和法典』(D)での変更を表す傍線部が示すように、告訴は親族にまで拡大され、殺人事件については告訴の期限が無制限とされており、これにより市長裁判の適用範囲が拡大されているのである。

と同時に、①都市参事会体制に関わる違法行為にあつて、従来は半年間(以上)と明記されていた刑罰が、「都市参事会あるいは都市参事会の多数部分が合意に至った内容に従つて、その者を都市の牢獄に拘禁し、その者を処罰すべきである」(三)というように都市参事会によつて決定されることになり(他に、一、四など)、②謀殺にあつて、「彼〔「殺害者」〕と死者の遺族が和解に至らないかもしれない場合、都市参事会はこのことを管理下に置くべきであり、そして、双方は都市参事会の多数部分が合意に達したことに従いそれを遵守すべきである」(一九)と規定されているように、市長裁判とはいえ、市長職の非僭主的性格が都市参事会によりますます強められている。この変化も注目すべきである。

I 刑罰

市長、都市参事会は統治機関として、都市君主裁判所から独立して独自の統治を行い、刑事事件に刑罰を科している。当法典の刑罰類型は、法典（C）と基本的に変わらない。

①市外追放刑。依然として、市外追放刑ないしブルク罰令圏外追放刑が市長裁判の基本刑罰である。本刑は賠償金と代替されえない公刑罰であるが、追放期間中に有罪者の自由を完全に剝奪するものではなかった。一世紀前と同じく、被追放者は、父母・姉妹・兄弟・傍系親が重病に臥すか死んだ場合には八日間（六六）、自らが重病に臥す場合には立つて歩けるまでの期間（六七）、マインツ市に帰還することができたからである。また、当市が戦争を行なう場合には、参事会決定により殺人犯以外の被追放者は戦争継続中、帰還することになつていた（五九）。なお、被追放者を自宅に蔵匿したとの嫌疑をかけられた者は、単独雪冤宣誓をなすか、さもなければ被追放者の二倍の刑に服さなければならなかつた（五七）。

法典中に確定されている刑期は、永久、五年、二年、一年、二分の一年、四分の一年、一月、四週、及び参事会による多数決決定期間である。参事会による多数決決定の追放刑は、多くの場合、刑期が確定された追放刑に併科されており、前者の刑期が後期の刑期を超えることはなかつたと考えられる。一世紀以前と同様に、両追放刑の刑期を基準にして、永久追放刑が科せられる違法行為を大罪、五年以上一〇年末満のそれを重罪、四分の一年以上四年以下のそれを軽罪、四週以上二月未満のそれを微罪と等級化することは、本法典でも有効である。『平和法典』（C）との相違は、一〇年の刑期——「市内に訴訟援助者がいるにも拘らず、市外で市民財産を訴追すること」（C九七）に科されていた——が消滅していることである。また、新条項の第八五条は、「市長は、平和法典の趣旨に従ひ市外ないし市内にいるべきどの者に対しても、一月につき一ポンド・ヘラーを都市に差し出すことを命じて、〔その分〕市外ないし市内にいななくともよいと指示することが許されている」と規定しており、追放刑が

罰金刑に代替され得るようになった。これらの措置は、市長・参事会権力の一定の後退を表わすものである。

②罰金刑。本刑は原則として追放刑に併科され、都市参事会に支払われるものであつて、額は二、一〇シリング、及び、二分の一、一、五、一〇、一五、三〇ポンドである。罰金刑の違法行為は依然として少なく、それが付加される違法行為は九行為、罰金刑のみの違法行為に至つては一行為でしかない。つまり、『法典』(C)では「ユダヤ人がユダヤ法に則つての訴訟の援助を市民に要請すること」(六五。罰金は五〇ポンド・ヘラー)であつたが、『法典』(D)では、この条項は消滅し、代わりに「市外者による市民共住者への危害企図に対する援助の要請を拒否すること」(六三。罰金は一〇シリング)という条項が新たに付加されているにしか過ぎないのである。なお、被害者は依然として、大司教の「世俗裁判所」へも、都市への罰金と同額の一五ポンドを支払う義務を負つていた。

③棒打ち刑。本刑は依然として、旧門閥への悪しき振舞にのみ科せられている(三一)。だが、『法典』(C)ではこの振舞の中に行爲も含まれ、処罰の場として大司教邸が挙げられていたが、『法典』(D)では言葉による振舞に限定され、大司教邸は記載されていない。つまり、旧門閥の特別な身分としての性格が弱められているのである。⁽¹⁷⁾

④禁固刑。本刑は、旧来と同様、市長・誓約市吏の召喚命令に三度以上服さなかつた者(三四。都市牢獄に八日)、また、市長の判決に服さなかつた者(五六。刑期は都市参事会の多数決による)に対してのみ科せられている。本刑は、依然として市長命令に服従させるための強制手段としての性格が強かつた。『法典』(C)においては市長の判決に二度服さない者に禁固刑が科せられていたが、本法典では最初の不服従の場合から科せられており、市長裁判権の強化が図られている。

⑤「身体及び財産」刑。「参事会の多数部分が言い渡す」と記されている刑罰をも含む、参事会の自由裁量刑が、本刑である。具体的には市外追放刑と罰金刑と考へてよい。本刑が科せられる違法行為は、『法典』(C)では九で

あり、『法典』(D)では一〇であつて全体の数はほぼ同じである。しかし、「忌まわしい徒党・集会」(第一条)、「同盟・盟約」(第二条)、「都市参事会に対する妨害・悪評流布」(第三条)、「都市・都市参事会にとって不利な助言を求めること」(第四条)といった参事会体制に対する違法行為について、『法典』(C)では——(C)ではいまだ挙げられていない「同盟・盟約」を除き——一月から二分の一年の追放刑が科せられていたのに対し、『法典』(D)になると自由裁量の本刑のみが科せられるようになったことは重要である。動揺している参事会体制の立直し・強化の意図は明白である。

以上が刑罰類型であるが、刑罰から見て取れる諸原則は、以下のとおりである。①刑罰の身分制からの独立。(i)違法行為者の身分により刑罰が異なることはない。(ii)旧門閥への悪行の刑罰は、一年以上二年未満の市外追放刑と棒打ち刑であり、一般住民への「敵意をもつての挑発」(二一九)の刑罰の四〜八倍であるが、旧門閥への悪行は言葉による場合に限定されている。(iii)大司教の世俗役人も市民と同じ贖罪を受けることになっている。②年齢・健康によつて加害者の責任能力が左右されることはない。③故意過失の觀念及び刑罰上の別は殺人事件に限られている(九)。④未遂觀念は、傷害目的での不法家屋進入に限定される(三〇)。⑤正犯・教唆犯と幫助犯・犯罪実行者との觀念上の別は広く見られる(一九、二〇、三七、三八)。

これまでの考察より、『平和法典』(C)との比較において次のことを確認しておきたい。依然として、①市外追放刑が市長刑罰の基本であり、その刑期により大罪・重罪・軽罪・微罪に等級づけられ、罪刑法定主義の採用が見て取れる。また、②市長は国王・都市君主から流血罰令権を賦与されておらず、独自の非流血刑を科すにとどまっていた。しかし、その一方で、③一〇年の市外追放刑が消滅している。④旧門閥の刑法上の特別な措置が制限され、また、ユダヤ人犯罪の条項が消滅しており、身分制からの刑法の独立が一層進んでいる。そして、⑤市長判決への最初の不服従からの処罰、及び都市参事会体制に対する違法行為への自由裁量刑の科刑をとおして、

参事会は動揺している自らの統治体制の立直し・強化を図っているのである。

II 管轄対象

市長裁判権は、都市参事会主導の下に、市民が自発的な「平和誓約協定」に基づいて、自らのフェーデ権行使の代わりに市長の仲裁を受け入れることにより、新たな暴力的紛争の発生を未然に防ぐことに努めたところから生まれた、刑事裁判権である。これを維持するために、市長は依然として、フェーデ遂行者に仲裁を受け入れさせ（八三二）、被害者及び加害者双方に平和遵守を命令し続けているのである（四六一五〇）。さらに、市長は自らの裁判権の効力を高めるために市内武装一般を禁止し続けている（四〇―四三）（表I）。この措置は、フェーデ抑制の措置と並んで、単なる市内平和維持にとどまらず、（市内における）住民の武装権の実質的な否定、つまり物的強制力の核である武力行使権の市長・参事会による独占を目的とするものでもあったことに留意すべきである。

表I 狭義の「平和」攪乱と市内武装禁止

条項番号	違法行為	訴訟開始者	証人	単独雪冤宣誓	刑			罰	
					市外追放 仲裁を遵守する迄	都市罰金 多量判決	その他	和解 命令	「法典」(c)との 相違
八三（三九）	フェーデ遂行者の市長仲裁の拒否								
四九（四）	被害者・その親族による市長平和命令の拒否				行為・二年				
					不堅約・一年				
四六（七五）	市長・助役の平和遵守命令の拒否				行為・二年			女性は市内禁足	
					言葉・二分の一年			〃	

四七、四八 〔五八、五〕	犯人の市長・助役平和（Ⅱ） 自宅拘禁）命令の拒否					行為…二年		共犯者も同罪… 女性は市内禁足	
五〇	市長・助役の平和堅約の拒否					言葉…二分の一年		市塔拘禁	
四一（二九）	市内での短剣・長剣等の武器の、危害目的の抜刀や他人威嚇					四分の一年		市外者は同期間の市内禁足	危害目的や他人威嚇の付加
四二	家の名譽のために、危害目的で槍・矛槍などの武器を携行					四分の一年			
四〇（二）	市長許可なしの、危害目的の市内での剣や甲冑の携行	man		有		四週			市長の無許可や危害目的の付加
四三（五一）	戦争・馬上槍試合以外の時の武装しての騎乗	man		有		四週			
（二四（三〇）	鐘が鳴った後で武装して火事場に行くこと（合法）			有					雪冤宣誓しない場合の処罰規定
（四四（三四）	武装して殴り合い・騒動の場に行くこと（合法）			有					
（四五（二六）	市長の許可の下での市外でのフエード（合法）								

以下、違法行為の等級別に、市長裁判の管轄対象とその訴訟手続きを考察し、参事会支配のあり方を探っていくことにする。

a 大罪

大罪とは、永久市外追放刑が科せられる違法行為のことである（表Ⅱ）。

表II 大 罪

条項番号	違法行為	訴訟開始者	証人	単独雪冤宣誓	刑				罰		
三〇(一六)	不法家屋侵入による傷害・毆打	男性、女性			永久	市外追放	都市罰金	Rt多数決	その他	和解命令	「法典」(C)との相違
											奉公人ないし親族の家の付加

『平和法典』(C)では、「(旧) 参事会員であった craft zum Rebestock の政治的謀反」(C一〇一)と、「他の市民の家に危害目的で不法侵入し、実際に傷害を負わせ毆打すること」(C一六)が挙げられていたが、『法典』(D)では後者だけが残されている。この条項は都市住民の家平和の強固さを保障するものであり、ここに都市平和が、奉公人の家を含めて、個々の住民の家平和を単位としていたことが示されている。

一方、特定の人物のため一三三五年に定立された前者の条項(条文中の刑期は一〇〇年と一日)が、その一世紀後に削除されたのは当然である。確かに『法典』(D)に至っても謀反(内乱)条項が一般的・抽象的法令にまでは高められていない。しかし、(D)においては謀反(ないし参事会体制への批判的言動)の具体的行動に關しての条項は増やされ——「忌まわしい徒党・集会」(第一条。『法典』(C)での刑罰は二分の一年の市外追放刑)、「同盟・盟約」(第二条。新条項)、「都市参事会に対する妨害・悪評流布」(第三条。同上、二分の一年以上一年未満)、「都市・都市参事会にとって不利な助言を求めること」(第四条。同上、二分の一年)——、それらについては参事会が自由裁量刑を科すことになっていた。①確かに、「徒党・集会」及び「同盟・盟約」については、原告は特定化されておらず、現行犯の場合でなければ二名の誠実な市民の挙証が必要とされており、かつ、被告の単独雪冤宣誓が認められていたが、②第三・四条のように参事会自体に関わる場合には、市長による糾問手続きがとられ、証人も必要とされず、雪冤宣誓も認められなかったのである。これら四違法行為は、その処分が参事会

の自由裁量に任せられることになり、大罪たり得ることにもなっているため、ここに挙げておくことにする。

b 重罪

重罪とは、五年以上一〇年未満の市外追放刑が科せられる違法行為のことである（表Ⅲ）。

表Ⅲ 重罪

条項番号	違法行為	訴訟開始者	証人	単独雪冤宣誓	刑		罰		和解命令	「法典（C）」との相違
					市外追放	都市罰金	Re:多数決	その他		
九（二四）	謀殺	Hans	二名の誠実な人		五年	一五ポンド		「世俗裁判所」 へ一五ポンド	有	都市参事会による 和解命令の強調
一〇	死者への暴力行為		マインツ市民ないし その他の誠実な人		五年	一五ポンド		「世俗裁判所」 へ一五ポンド	有	都市参事会による 和解命令の強調
一一（二六）	片目ないし 両眼の失明	Hans	二名の誠実な人		五年	三〇ポンド			有	「世俗裁判所」への 贈罪規定削除・ 都市参事会による 和解命令の強調
三七（二八）	婦女掠奪				五年		市外追放	被害者への賠償		
三八（二七）	待伏せ・不法逮捕				五年		市外追放	被害者への賠償		

謀殺、使者への暴力行為、失明、婦女掠奪、待伏せ・不法逮捕が、それに相当する。一世紀前と比較すると、「訴訟援助者がいるにも拘らず、市外で市民財産につき訴追すること」（C九七。刑は一〇年以上二〇年未満の市外追放刑）及び「市民権放棄者による市民財産訴追」（C二一。刑は五年の市外追放刑）の条項は確かに削除されている。しかしこれらの違法行為は軽罪に分類される第六〇条の一部に取り込まれ、しかも市外追放期間が二年に短縮されている。軽い罰を科するだけで対応できるように、マインツ住民は財産に関する訴追を市内の教会裁判

所ないし「世俗裁判所」——いずれも大司教管轄下にあるが——で行なうようになっていたのである。その代わりに「死者への暴力行為」が付加され、「世俗裁判所」へ贖罪金が支払われる違法行為の中から失明事件が除かれている。つまり、市長が管轄する重罪事件はますます暴力事件に特化されていき、大司教が関わる刑事事件は唯一、「殺人事件」関係に限定されることになったのである。

訴訟手続きに着目すると、すべての重罪事件において、いまだ糾問主義も含めての職権訴追主義は採られておらず、公衆訴追主義、とりわけ被害者訴追主義という中世段階にとどまっていたことが、まず重視されるべきである。しかし、被告の雪冤宣誓はもはや認められておらず、謀殺、死者への暴力行為、失明の事件においては挙証権は原告側に帰属している。以上の特質は一世紀前と同じであるが、謀殺以下のこれらの三事件において「都市参事会による和解命令」を両当事者が遵守する義務を強調している点——例えば、「彼（謀殺者）と死者の遺族が和解に至らないかもしれない場合、都市参事会はこのことを管理下に置くべきであり、そして、双方は都市参事会の多数部分が合意に達したことに従いそれを遵守すべきである。」（九）——が、『法典』（D）の特徴である。これは、個々の住民の自力救済観念、それと関わる名誉観念を一定程度容認する措置であり、市長裁判権・都市参事会体制の権威・権力の低下を示す措置として理解すべきであるが、しかし、「家」の自立を野放図に容認していたわけではなく、その両当事者間の和解は、あくまでも参事会の自由裁量刑に担保された参事会命令であったのである。

c 軽罪

軽罪とは、四分の一年以上四年以下の市外追放刑が科せられる違法行為のことである。本罪は、個人的被害者がいるもの（表Ⅳ）と、「政治的な」もの（表Ⅴ）とに分類される。

表IV 個人の身体・生命・家平和に関する軽罪

条項番号	違法行為	訴訟開 始者	証人	単独雪冤宣誓	刑			和解命令
					市外追放	都市罰金	罰 多 数 決	
九(一五)	過失殺人	man	二名の誠 実な人		一五ポンド		「世俗裁判所」 へ一五ポンド	都市参事会による和 解命令の強調
三〇(二六)	傷害目的での不法家屋 侵入(傷害未遂)		男性、女 性 実な人		三〇ポンド			奉公人ないし親族の 家の付加
三一(三三)	名望家門閉への悪し き発言		一名の誠 実な人	一年			棒打ち刑 市外追放	違法行為としての行 為が名誉毀損と代替 告訴先としての市長 の付加
一三	不具(一行為につき)			二分の一年	一〇ポンド		原告へ五ポ ンド	棒打ちの場としての 大司教館の削除
一五(七九)	重傷害・暴行による歩 行不全			二分の一年	一〇ポンド		原告への治療 と八ポンド	加害者としての共住 者、市外者の付加
一四(一二)	重傷害	man	二名の誠 実な人	有(第二〇条)	五分ポンド		原告への治療 と四ポンド	加害者への治療義務 の付加
	傷害致死			有		有		
二七(一〇)	武装しての不法家屋侵 入・家屋内強窃盗	man		有				
二九(二五)	他市民への敵意をもつ ての挑発		二名の誠 実な人	四分の一年			被害者への贖 罪	「世俗裁判所」への贖 罪規定削除 加害者としての共住 者の付加

前者はさらに、①身体・生命に関する軽罪(九、一三―一五、三〇)、②家平和に関する軽罪(二七、三〇)、③その他(二九、三三)、に類別されるが、①、②が主体をなしている。違法行為の点で『法典』(C)と相違している

るのは、(C) 第七八条の重傷害(市外追放一年と参事会による処罰)の項が削除されて、重傷害条項(C一二、七九)の中に統合されたこと(D一四、一五。市外追放二分の一年ないし四分の一年及び罰金、腕の骨折が不具一般に改められたこと(D一三。刑罰の変更なし)、名望家への違法行為を特別に罰するための条項から「行為による違法行為」が削除されたこと(D三一)、「住民を害するための陰謀誓約」(C六)条項が削除されたことである。このうち、「住民を害するための陰謀誓約」は、「政治的な」軽罪の中の「都市・住民を害するための市外者呼び入れ」(D五四)とも重複している。したがって、主要な変更点は、名望家の身分的な特権性を弱めたこと、家平和管轄から大司教が一層撤退したこと(「武装しての不法家屋侵入・家屋内強窃盗」条項での「世俗裁判所」への贖罪規定の削除)にとどまる。

訴訟手続きの点でも、基本的に変化はなく、公衆訴追主義、とりわけ被害者訴追主義の段階にとどまっていた。被告の単独雪冤宣誓が認められている違法行為も、また原告側の拳証権が認められている違法行為も、以前と同じである。しかしながら、過失殺人については都市参事会による和解命令が強調され、当事者がその命令に従わない場合には、参事会の自由裁量刑に服さなければならなかった。また、重傷害の場合には被害者への治療義務が付加され、賠償額が二倍にされていることも注目すべきであつて、これも市長裁判権―都市参事会体制の権威・権力の低下を示す措置として理解できるのであるが、反面、住民の「家」の野放図な自立を抑止する措置でもあつた。

一方、後者の「政治的な」軽罪であるが、これは、①市外者との通謀、②騷擾、③参事会員政務執行妨害、に類別され得る。

表V 「政治的」な軽罪

条項番号	違法行為	訴訟開 始者	証人	単独 雪冤宣誓	刑罰			和解命令	「法典(C)」との相違
					市外 追放	都市 罰金	多 数判決		
七(五六)	都市参事会・その契約に反することの定立				二年			女性は市 内禁足	
四六(七五)	行為による市長・助役平和遵守命令の拒否				二年			女性は市 内禁足	助役の付加
六〇(二〇)	世俗債務等の訴訟に関する市長の市外訴追禁止命令の拒否				二年			訴訟取下	市外追放期間が一月から二年に増加
六一(一九)	市外の国王の面前への同胞市民訴追				一年		贖罪		
五四(二)	都市・住民を害するための市外者呼び入れ	市長		有	一年				
五五(九)	市長命令・許可無しの武装しての市外者援助				一年		贖罪		市長命令・許可の決定は多数決でも可
一一(二七)	殺人犯の贖罪への援助				一年			支援物の 二倍	
四六(七五)	言葉による市長・助役平和遵守命令の拒否				二分の一年			女性は市 内禁足	助役の付加
八(六七)	市長・都市参事会宣告への反抗				四分の一年				宣告主体としての都市参事会の付加
二三(六九)	裁判・告訴なしの逮捕				四分の一年				
二六(三二)	市長の寄託財産所有権移譲通知命令の不履行				四分の一年				命令者としての他の都市参事会員の削除
三六(七二)	都市差押の危険性のある訴訟に関する都市参事会の宣告への抵抗				四分の一年				
七一(七七)	市長の不法占有自由世襲借地放棄命令の拒否				四分の一年				
九〇(四一)	ムントロイテ保持	man		有	四分の一年		贖罪		

①としては都市・住民を害するための市外者呼び入れ(五四)、及び、帝国・司教区等からの市長許可無し of 受封・受財(五、五一—五三)がある。前者については一世紀前と変化はないが、後者については、二年の市外追放刑に代わって「受領したものと同量のものを都市と都市参事会に納める」だけでよくなった。後者については特に旧門閥と大司教との関係が重要であるが、刑罰が軽くなったことはこの関係が弱まっていることを示していると考えられる。②についても注目すべき変化があった。ムントロイテ(＝庇護者 保持(九〇))については変更はないが、『法典』(C)ではこの中に位置づけられていた「忌まわしい徒党・集会」(C三)と「都市・都市参事会にとつて不利な助言を求めること」(C八三)が、参事会自由裁量刑が科せられる違法行為とされ、大罪ともされ得たのである。③に関しても同様に、市長命令——平和遵守(四六)、寄託財産所有権移転(二六)、不法占有自由世襲借地放棄(七一)——の拒否、市長・都市参事会宣告への不服従(八)については変更がなされなかつたが、「都市参事会に対する妨害・悪評流布」(C八五)が、参事会自由裁量刑の対象とされ、大罪ともされ得たのであった。参事会体制の立直し・強化のための措置である。

訴訟手続きに関しては特に変更はない。市長の糾問手続きが採られ、被告の単独雪冤宣誓の機会は二違法行為に限られ、証人はどの場合でも必要とされていない。市長・参事会の自由裁量＝恣意の余地が極めて大きかった制度を、依然として維持していたのである。

d 微罪

微罪とは、二月未満の市外追放刑が科せられる違法行為のことである(表VI)。

表VI 微罪

条項番号	違法行為	訴訟開 始者	証人 二名の誠 実な人	単独書冤宣誓 有(第二〇条)	刑		罰 そ の 他	和解命令	「法典」(C) との相違
					市外追放	都市罰金 一ポンド			
一六(一三)	軽度の流血事件・髪の引張・傷害	man			一月	有 一ポンド	有 被 害 者 へ 二 分 の 一 ポ ン ド		犯行方法の 具体的明示
〃	傷害致死					有			
三二(七四)	市長の罵言停止命令の拒否				一月				
六四(六四)	自由世襲借地に対する直接税支払命令の拒否				一月		直接税ないしそれ以上の抵当を納入する迄の市外追放		
七二、七三 (八八、八九)	市長の世俗債務訴訟移管・取下げ命令の拒否				一月		教会裁判所に告訴していた場合は市長の許へ移管		
七六(九〇)	飲食強要				一月		女性は市内禁足も可		

本罪には、①軽度の流血事件・髪の引張・傷害(二六)、②市長命令——世俗債務訴訟関係(七二、七三)、自由世襲借地に対する直接税支払い(六四)、市長の罵言停止(三二)——の拒否、③飲食強要(七六)が含まれている。第七二・七三条に見られるように、依然として市長・参事会は市内の二つの教会裁判所の世俗債務裁判権を認めつつも、実質的に新条項である第六〇条(軽罪)においては、明示的に世俗債務裁判権の独占に努めていたのであった。なお、『法典』(C)で罰せられることになっていた「都市参事会外での都市参事会員及びその決議への反抗」(C七)と「女性による女性への殴打・髪引張・傷害」(C三二)の二条項が削除されている。前者は「政治的な」軽罪の諸違法行為に含まれ得るものであり、それが削除されても問題はない。後者の削除は、女性の特別視の後退を意味している。

本罪の訴訟手続きについては、依然として公衆訴追主義、被害者訴追主義が採られており、軽度の傷害事件だけで挙証方法が明記されているに過ぎない。

以上が、市長裁判権の管轄対象であり、基本的に刑事裁判権であり続けている。市長は個人に対する暴力的違法行為（謀殺、過失殺人、失明、待伏せ・不法逮捕、婦女掠奪、重傷害、不法家屋侵入などの重罪が含まれる）及び家屋内強窃盗に関する管轄権を維持していた（但し、強姦・放火・家屋外強窃盗の裁判権についてはいまだ不明である）。訴訟手続きにおいては、いまだ職権訴追主義を採っておらず、公衆訴追主義、とりわけ——間接的に強制された——被害者訴追主義が支配的であった。但し、軽罪や微罪のごく特定の違法行為においてしか被告の単独雪冤宣誓は認められておらず、挙証権は原則として原告の側に移っていた。一方、市長は、依然として政治的な違法行為——市外者との通謀、騷擾、参事会員政務執行妨害——を糾問し、証人なしに有罪判決を下すことができていた。そして、謀反条項はないものの、謀反の具体的な行動、ないしそれに至る過程にあると考えられる行動——例えば、「忌まわしい徒党・集会」、「同盟・盟約」、「都市参事会に対する妨害・悪評流布」、「都市・都市参事会にとって不利な助言を求めること」——に対して市長は糾問手続きを採り、自由裁量で刑を執行できるようにしたのである。動揺している都市参事会体制の立直し・強化を目的とする措置が採られていたことは明らかである。そして、さらに市長・参事会は大司教の刑事裁判権を殺人事件における罰金徴収権に限定し、家平和管轄から大司教を一層撤退させ、大司教・教会側から民事裁判権のうちで世俗債務訴訟に関わる裁判権を奪うことに努めていたのであった。

しかし、謀殺、死者への暴力行為、失明（以上、重罪）、過失殺人（軽罪）について「都市参事会による和解命令」が新しく強調され、重傷害の場合には被害者への治療義務が付加され、賠償額が二倍にされていることは、『法典』（D）の特徴である。これは、当事者主義の容認であり、市長裁判権—都市参事会体制の権威・権力の低下

を示すものとして理解すべきである。逆に言えば、参事会の自由裁量刑に担保された市長・参事会の命令権の枠内にあるとは言え、住民「家」の自立の進展という重要な局面を示すものである。この局面は項を改めて、後に論じなければならない。

3 行政権

行政権は種々の徴税権、それに基づく外交・軍事権、内政権からなっていた。その実態を知るには「会計簿」〔收支決算簿〕の分析に如くはない。一五世紀前半においては、いまだ近代的な予算制度を採っていないものの、「会計年度」と呼ぶことのできるほどの概念は生まれており、收支決算は一年単位に行なわれていた。ただし、その開始日と終了日はいまだ年度によつてずれがある。

さて、行政権の物的基礎をなすのが、徴税権である。税は、(1) 間接消費税、(2) 直接税からなっていた。

(1) 間接消費税。一四三九年度以降、歳入の一位を占めたのは間接消費税である。間接消費税は主に市内消費税 (Ungeld) と関税 (Zoll) とから構成されていた。

〔市内消費税〕本来は都市君主・マインツ大司教に帰属していた徴収権が、市民に最終的に移ったのは、大司教マチアス (在位、一三二一―二八年) が特権状により「一切の租税とベーデ」を免除した一三二五年のことである。市内消費税には、①穀粉税 (mele = ungel) ②ブドウ酒税 (win = ungel) ③穀物等秤量税 (mutte = ungel) ④塩税 (salze = ungel) ⑤木炭税 (kohn = ungel) が含まれる。

〔関税〕これには以下の三種があった。①市門税 (rude) —— 市門を通過するブドウ酒、果実に課される税であつて、皇帝カール四世 (在位、一三四六―七八年) から一三四七年一月一六日付けの特権状により市民はその徴収権を授与された——、②道路税 (wege = ungel) ③ライン河関税 (zolle) —— 一三四九年五月一五日付けの

証書により皇帝カール四世は「勤勉なる奉仕」（皇帝への銀一〇〇〇マルクの貸与）のゆえにマインツ市民に本税の徴収権を認めた――。

〔都市施設利用税〕これも広義の関税であり、次の三種があった。①商館保管税及び *pantzoll*——一三一七年六月二五日、マインツ市民は国王ルートヴィヒ・デア・バイエル（在位、一三一四―四七年）から、新築の商館において軽微の保管税を徴収する権利を獲得した――、② *puntgelt*（商品の輸出・輸入の際に、重量に応じて課せられる関税であろう）、③クレーン使用税。

以上が、間接消費税の種類である。その対象は基本的には大衆消費財であった。では、その徴収方法はどうであったのか。その点で注目すべきは、一四一〇―一一年度の「会計簿」である。ここでは道路税、ライン河関税及び「その他の財源」を除き、各税の毎週の徴収額が同一であった。これは徴税が「賃貸契約制」（請負制）によって行なわれていたことを示すものである。⁽¹⁹⁾ この制度は、参事会に対して常に一定額の税を保証するものであったが、その一方で、請負人に請負額以上の税を徴収する可能性を与える制度でもあった。したがって、「長老」門閥が一種のシンジケートを結成して徴税を請負っている現況にあつては、ツンフトー平民闘争において間接消費税の増税による徴税請負人の増収が攻撃され（第一次）、さらに課税に関して同意権が要求された（第二次―第四次）のも当然である。その結果、ツンフト統治が開始する一四四四年以前に既に徴税請負制は廃止され、一四三六―三七年度以降の「会計簿」においては、一四三六―三七年度の木炭税を除き、各週の徴税額は一様でなくなっている。

(2) 直接税。⁽²⁰⁾ これには、以下の三種があった。

①財産税。都市防衛に起源をもつ直接税は、市民及び居住民の「不動産及び動産」すべてに課せられる財産税が主なものであった。本税は当時も、領邦税と同様に *geadingnis, bede* と呼ばれており、本来はマインツ大司教

が市民の「同意」を得たうえで徴収されていた臨時税であったであろうが、遅くとも一三二五年には都市参事会が聖堂区単位に徴収する定期税となっていた。税率は、市債による負担が増えたため、一四三七年一月二〇日をもって財産高の1%から1・5%に増えた。なお、財産が五〇グルデン以下の階層は財産税を免除されていた。

② 竈税。本税はすべての家に一律に課せられ、〇・五グルデンであった。ただし、財産税を免除されている家は一グルデンを納入すべきであった。

③ ユダヤ人税

これらの直接税の徴収のあり方は、一四一〇／一一年度のユダヤ人税を除いて、一四一〇／一一年度においてすでに税収額は毎月異なっており、徴税請負制ではなかった。直接税徴収役(Schatzmeister)が早くから徴収していたのである。

以上のことから、①間接消費税において、一四三〇年代まで「徴税請負制」がとられて、「長老」門閥や有力親方など特定の階層が定期金購入者や請負人となって資産を増やす契機が与えられていたこと、②税収の中心である間接消費税の対象が基本的には大衆消費財であったことを、確認しておきたい。

さて、中世後期のドイツ都市の参事会は全般的に、自らの財政能力に対する客観的な認識が不足しており、市債に依存する割合が高かったのであるが、その割合が高かったハンブルク市ですら歳出中に市債返済が占める割合は二〇%であった。⁽²⁾ それに対しマインツ市におけるその割合は一四一〇年度から一四六二年まで四五・二三〜七八・八八%と、異常に高かったのである。一四四四年に完全なツンフト統治が開始してからも、累積債務額は膨大であった。そのため、遅くとも一四二九年以降都市財政は破綻した。そして、財政の危機的状況を一応は押し止めることのできた段階ですら、一四四六年五月二四／二五日にマインツ都市参事会は債権者である七帝国都市(シュトラーズブルク、ニュルンベルク、ウルム、アウクスブルク、ヴォルムス、シュパイアー、フランクフルト)

に対し、六万グルデンの新たな借款及び「マインツ市全体の抵当化」と引き換えに、三七五、〇〇〇グルデンの債務の返還を引き受けてくれるよう要求するまでに至った。⁽²²⁾この提案は同年八月の都市会議で受け入れられずに終わったが、マインツ市を他の帝国都市の「臣下」の地位に貶める危険性のある提案をせざるを得なかつたほどに、当市は財政的に破綻していたのである。

こうした危機は何に由来していたのであろうか。以下、当市の一五世紀前半の「歳入出表」(表Ⅶ「歳入」、表Ⅷ「歳出」)を基に考えていきたい。

表Ⅳ 歳 入

年 度	1410/11年	1436/37年	1438年	1439年	1440年	1441年	1442年
[I] 市債	1985P 86 0H1	16127.5P 5.58 0H1	17361P 8.58 2H1	12922P 46 3H1	16524.5P 76 7H1	15581.5P 88 2H1	13389P 68 5H1
(%)	(39,84%)	(42,56%)	(43,72%)	(32,98%)	(37,22%)	(36,22%)	(33,76%)
[II] 間接消費税等	17946P 1.58 5H1	15196P 5.58 3H1	16478.5P 2.58 4H1	20632P 28 4H1	21492P 28 0H1	21599P 28 0H1	20397P 98 3H1
(%)	(36,01%)	(40,10%)	(41,49%)	(52,41%)	(48,89%)	(50,21%)	(51,44%)
1 消費税	10615.5P 4.58 5H1	8003.5P 98 0H1	8151P 98 0H1	10380.5P 48 0H1	9497.5P 48 7H1	10290P 58 8H1	9085.5P 78 9H1
(%)	(21,30%)	(21,12%)	(20,52%)	(26,49%)	(21,60%)	(23,92%)	(22,91%)
・ 製粉・パン	3357.5P 5.58 5H1	3059.5P 58 0H1	2775.5P 08 0H1	5277.5P 78 0H1	5296.5P 28 0H1	6109P 48 0H1	5806P 28 0H1
・ 穀物	2300P 188 0H1	839P 58 0H1	696P 68 0H1	906P 08 0H1	1092.5P 48 0H1	897P 88	929.5P 18 0H1
・ 小麦	(上記費目合算)	500.5P 68 0H1	883.5P 38 0H1	(上記費目合算)	(上記費目合算)	(上記費目合算)	(上記費目合算)
・ フドウ酒	4650P 88 0H1	3393P 08 0H1	3736P 08 0H1	3923P 18 0H1	2813P 78 0H1	2990P 98 0H1	2020.5P 88 0H1
・ 塩	214P 68 0H1	154P 98 0H1	302.5P 68 0H1	226.5P 28 0H1	248.5P 28 4H1	263P 98 8H1	265.5P 38 7H1
・ 木炭	92P 78 0H1	57P 48 0H1	57P 48 0H1	37P 98 0H1	46P 98 3H1	29P 158 0H1	63.5P 38 2H1
2 関税	5458P 5.58 6H1	5817.5P 8.58 3H1	5757.5P 1.58 3H1	7383.5P 98 0H1	7766.5P 68 0H1	7423.5P 88 3H1	7063.5P 7.58 4H1
(%)	(10,95%)	(15,35%)	(14,49%)	(18,84%)	(17,66%)	(17,26%)	(17,81%)
・ 市門	3171P 08 0H1	2559P 58 0H1	2289P 08 0H1	3744.5P 3.58 0H1	3381P 28 0H1	3908.5P 48 0H1	4379.5P 3.58 0H1
・ 道路(運送)	111P 88 2H1	49.5P 8.58 0H1	53P 1.58 3H1	99P 48 0H1	96.5P 68 0H1	110.5P 88 0H1	122.5P 88 4H1
・ ライン河関税	2113P 9.58 4H1	3208P 58 0H1	3415.5P 08 0H1	3540P 1.58 0H1	4288.5P 88 0H1	3406P 68 0H1	2561P 68 0H1
2 都市施設利用税	1872P 18 0H1	1373.5P 88 0H1	1619P 18 1H1	1709.5P 68 7H1	2005.5P 68 0H1	2070P 68 6H1	2509.5P 38 2H1
(%)	(3,75%)	(3,62%)	(4,07%)	(4,36%)	(4,56%)	(4,81%)	(6,32%)
・ 商館	795P 38 0H1	1011P 98 0H1	976P 08 0H1	1021.5P 08 0H1	1319.5P 08 0H1	1361.5P 28 0H1	1600P 68 0H1
・ Punctet	927.5P 68 0H1	270.5P 28 0H1	474.5P 08 0H1	473P 08 0H1	443P 68 0H1	516.5P 88 0H1	582.5P 98 0H1
・ シェーン使用税	149P 28 0H1	91.5P 78 0H1	168.5P 18 1H1	213P 68 7H1	243P 08 0H1	191.5P 68 6H1	326P 88 2H1
[III] 直接税	4264.5P 5.58 1H1	4977P 98 0H1	5888.5P 08 2H1	5719.5P 58 5H1	5937.5P 88 0H1	5830.5P 48 0H1	5863.5P 48 6H1
(%)	(8,55%)	(13,13%)	(14,77%)	(14,60%)	(13,50%)	(13,55%)	(14,78%)
1 資産税	3595.5P 8.58 1H1	4540P 18 0H1	5833.5P 6.58 0H1	5719.5P 98 5H1	5937.5P 88 0H1	5830.5P 88 0H1	5863.5P 48 6H1
(%)	(7,21%)	(11,98%)	(14,69%)	(14,60%)	(13,50%)	(13,55%)	(14,78%)
2 エグヤ人税	398.5P 48 0H1	437P 88 0H1	34.5P 3.58 2H1	—	—	—	—
[W] 恒常的一般収入	—	—	950P 08 0H1	1007P 11.58 0H1	1550P 08 0H1	1412.5P 08 0H1	1738P 08 0H1
・ 前年度繰越し	(1,29%)	(—%)	(—%)	(—%)	(—%)	(—%)	(—%)
[V] その他	5917P 38 3H1	—	—	491.5P 68 3H1	—	400P 18 7H1	—
(%)	(11,87%)	(—%)	(—%)	(1,25%)	(—%)	(0,93%)	(—%)
総 計	49829P 158 0H1	37889.5P 8.58 1H1	39708.5P 1.58 2H1	39174.5P 08 0H1	43954.5P 78 7H1	43011.5P 88 2H1	39650.5P 08 2H1
(=4152461 98 0H1)	(=315746 22.5 8 1H1)	(=294136 20.58 2H1)	(=220186 48 0H1)	(=31396 98 7H1)	(=30183 22.58 2H1)	(=27824 268 2H1)	(=27824 268 2H1)
貨幣換算	1g1=243	1g1=273	1g1=273	1g1=273	1g1=283	1g1=28361	1g1=28361

年 度	1443年	1449年	1458年	1460年
[I] 市債	10208.5P 2.58 0h1	—	—	—
(%)	(29.34%)	(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)
[II] 間接消費税等	19965.5P 4.58 3h1	10510.5g1108 baibus u. 69P 7h1 1844P 18 0h1	2516g1 ag. 133.5g1 aa 06 baibus u. 8331P 5.58 2h1	3273 g1 ag. 1308.5g1 aa 08 5aibus u. 7591P 8.8 2h1
(%)	(57.39%)	(=15047.5P 6.58 5h1) (57.84%)	(=13304P 6.58 2h1) (48.33%)	(=14213.5P 2.58 0h1) (51.29%)
1 消費税	10668P 5.8 6h1	5197g1 0a8 baibus u. 41P 2h 0h1 746P 14.8 0h1	1083g1 ag. 354.5g1 aa 08 baibus u. 4748P 7.8 0h1	989g1 ag. 561g1 aa 08 22aibus u. 4384.5P 4.8 0h1
(%)	(29.80%)	(=7446.5P 6.58 0h1) (28.62%)	(=6787.5P 8.58 0h1) (24.29%)	(=6569P 6.58 2h1) (23.70%)
• 養務・バス	6198P 8h 0h1	3194.5g1 0a8 baibus u. 15P 4h 0h1	107g1 ag. 85.5g1 aa 08 21aibus u. 3591P 9.8 0h1	74g1 ag. 236g1 aa 08 baibus u. 3457.5P 2.8 0h1
• 養物	1233P 8h. 0h1	726.5g1 0a8 baibus u. 9P 2h 0h1	18g1 ag. 46g1 aa 08 baibus u. 833P 0h 0h1	78g1 ag. 69g1 aa 08 baibus u. 713P 4h 0h1
• 小妾	2646P 1h 0h1	(上記費目に含まれる)	(上記費目に含まれる)	(上記費目に含まれる)
• フドツ酒	225.5P 0h 0h1	1276g1 0a8 baibus u. 16.5P 6h 0h1	958g1 ag. 218.5g1 aa 08 7aibus u. 321.5P 8h 0h1	830g1 ag. 253g1 aa 08 10aibus u. 213.5P 8h 0h1
• 塩	65P 0h 0h1	—	—	—
• 不炭	5601.5P 5h 0h1	4170.5g1 0a8 baibus u. 17P 0h 0h1 5960P 2.8 0h1	1328g1 ag. 489g1 aa 08 7aibus u. 2978P 5.8 4.5h1	2218g1 ag. 541g1 aa 08 16aibus u. 2677P 2.8 0h1
2 間税	(%)	(=5960P 8.58 3h1) (22.91%)	(=5828.5P 3.58 0.5h1) (19.78%)	(=6596P 1.58 2h1) (23.80%)
• 市門	3405P 4.58 6h1	2318g1 0a8 baibus u. 17P 0h 0h1	100g1 ag. 206g1 aa 08 baibus u. 2755P 8h 0h1	329g1 ag. 44g1 aa 08 2aibus u. 2429.5P 2.8 0h1
• 道路(運送)	85.5P 4h 6h1	—	17g1 aa 08 9aibus u. 182.5P 2h 0h1	2g1 ag. 32g1 0a8 baibus u. 247.5P 0h 0h1
• ライフ河間税	2110.5P 7.58 0h1	1852.5g1 0a8 baibus	1228g1 ag. 285g1 aa 08 14aibus u. 40P 5h 4.5h1	1887g1 ag. 60g1 aa 08 8aibus
2 都市施設利用税	2140.5P 0.58 2h1	1143g1 10a8 baibus u. 11P 5h 6h1 1640P 12.8 0h1	105g1 ag. 289.5g1 0a8 11aibus u. 604.5P 3h 3.5h1	73g1 ag. 296g1 aa 08 3aibus u. 529.5P 2.8 2h1
(%)	(6.15%)	(=1640.5P 0.58 6h1) (6.30%)	(=1160P 4.58 1.5h1) (4.15%)	(=1048P 4h 2h1) (3.78%)
• 商館	1546.5P 6h 0h1	797.5g1 0a8 baibus u. 4.5P 9h 0h1	57g1 ag. 192.5g1 aa 08 baibus u. 523P 6h 0h1	50g1 ag. 198.5g1 aa 08 10aibus u. 467P 0h 0h1
• Pungelt	336P 2.58 0h1	200.5g1 0a8 baibus u. 4P 10h 0h1	48 g1 ag. 97g1 aa 08 11aibus u. 81P 7h 3.5h1	23g1 ag. 97 g1 aa 08 baibus u. 62.5P 2h 2h1
• プレウツ使用税	237.5P 2h 0h1	143g1 10a8 baibus u. 1.5P 6h 6h1	664g1 ag. 597g1 aa 08 7aibus u. 599.5P 8h 0h1	379g1 ag. 69g1 aa 08 10aibus u. 496P 2h 0h1
[III] 直接税	4615P 0h 0h1	2405.5g1 3h baibus u. 8.5P 1h 0h1	(=2382P 6h 2h1) (8.52%)	(=2002.5P 5h 2h1) (7.22%)
(%)	(13.28%)	(=3436.5P 0.58 3h1) (13.20%)	664g1 ag. 597g1 aa 08 7aibus u. 599.5P 8h 0h1	379g1 ag. 69g1 aa 08 10aibus u. 496P 2h 0h1
1 資産税	4615P 0h 0h1	2405.5g1 3h baibus u. 8.5P 1h 0h1	(=2382P 6h 2h1) (8.52%)	(=2002.5P 5h 2h1) (7.22%)
(%)	(13.28%)	(=3436.5P 0.58 3h1) (13.20%)	—	—
2 エダヤ人税	—	—	—	—
[W] 恒常的一般収入	1854.5P 1h 6h1	4960g1 0a8 baibus u. 513.5P 2h 2h1	3233g1 ag. 448g1 aa 08 11aibus u. 682P 2.8 5.5h1	4824g1 ag. 919 aa 08 6.5aibus u. 3330P 7h 1.5h1
• 前年度繰越し	(-)	2921g1 0a8 baibus u. 22.5P 0h 4h1	2251g1 ag. 325.5g1 aa 05 5aibus u. 4692P 7.8 2h1	3757g1 ag. 786 g1 aa 06 baibus u. 1680P 0h 0h1
(%)	(=4184.5P 8.58 4h1) (16.08%)	(=8225.5P 4.58 4h1) (29.43%)	(=8134P 9.58 0h1) (29.35%)	(=8134P 9.58 0h1) (29.35%)
[Y] その他	0.5P 0h. 1h1	—	—	—
(%)	(0.00%)	(-)	(-)	(-)
総 計	34789P 7h 3h1	17876.5g1 0a8 baibus u. 541.5P 0h 8h1	6113g1 ag. 2176g1 aa 08 1.5aibus u. 15751P 6h 4.5h1	8479g1 ag. 3008g1 aa 08 9.5aibus u. 11418P 7h 3.5h1
(=24413g1 16.58 3h1)	(=26015.5P 0.58 5h1)	(=27939P 6.58 1.5h1)	(=27708P 8h 4.5h1)	
貨幣換算	1g1=2866h1	1g1=2866h1	1g1 ag=2866h1. 1g1 aa=286	1g1 ag=2866h1. 1g1 aa=286

表Ⅳ 歳 出

年 度	1410/11年	1436/37年	1457年	1438年	1439年	1440年	1441年
[I] 市債	21151.5P 6B 0h1 (%) (45.23%)	28860P 11.5B 0h1 (76.01%)	29024P 7B 0h1 (87.88%)	—	—	—	—
I 利子返済	21151.5P 6B 0h1 (%) (45.23%)	28860P 11.5B 0h1 (76.01%)	29024P 7B 0h1 (87.88%)	—	—	—	—
①通常利子	—	2316P 2.5B 1h1	24974P 7B 0h1	—	—	—	—
• Leibgedinge	—	—	9403.5¢1 10B 2h1	—	—	—	—
• Lösungsguthen	—	—	9095.5¢1 2B 6h1	—	—	—	—
②埋置利子	—	5744P 8.5B 3h1	4050P 0B 0h1	—	—	—	—
2 元金返済	—	0	0	—	—	—	—
[II] 經常費	25606.5P 4B 0h1 (%) (III含む) (54.76%)	1988P 11B 7h1 (5.23%)	4000P 0B 0h1 (III含む) (12.11%)	3540P 0B 0h1 (—%)	3400.5P 0B 0h1 (—%)	3915.5P 0B 3h1 (—%)	5081.5P 0B 6h1 (—%)
1 使節派遣	—	1026.5P 8B 0h1	—	534P 6.5B 2h1 (—%)	760.5P 7B 2h1 (—%)	332.5P 4B 6h1 (—%)	620P 3B 1h1 (—%)
2 建築	—	357.5P 8.5B 1h1	—	774.5P 6.5B 0h1	761.5P 4B 4h1	2028.5P 9B 0h1	2182P 3B 8h1
3 応接	—	81P 4B 4h1	—	238P 0B 2h1	363P 5.5B 1h1	243P 5.5B 0h1	156P 1B 7h1
4 下級使節派遣	—	118.5P 9B 2h1	—	68P 1.5B 4h1	80P 9.5B 7h1	114.5P 5B 2.5h1	81.5P 1B 5h1
5 警備	—	—	—	422P 1.5B 2h1	633P 0B 4h1	401.5P 2B 0h1	383P 1B 0h1
6 官吏給与	—	403.5P 1.5B 0h1 (1.06%)	—	1566P 0B 1h1 (—%)	1236P 1B 3h1 (—%)	799P 4B 0h1 (—%)	1658P 9B 3.5h1 (—%)
6・官吏衣服	—	—	—	370P 5.5B 3h1 (—%)	—	—	—
① Doctor	—	—	—	—	—	—	—
② 書記	—	—	—	—	—	—	—
③ 市長	—	—	—	—	—	—	—
④ 出納役	—	—	—	—	—	—	—
⑤ 徴収役	—	—	—	—	—	—	—
⑥ 共有地管理役	—	—	—	—	—	—	—
⑦ 傭兵	—	—	—	—	—	—	—
[III] 「一般歳出」	—	7116.5P 15.5B 6h1 (18.74%)	—	1050P 0B 0h1 (—%)	1688.5P 0B 0h1 (—%)	835P 3.5B 1h1 (—%)	626P 0B 0h1 (—%)
(次年度繰越)	—	—	—	—	—	—	—
(%)	3071P 4B 2h1	-76.5P 8B 4h1	—	—	—	—	—
總 計	46758.5P 0B 10h1 (=38965¢1 10B 10h1)	37966.5P 6.5B 5h1 (=28123¢1 15.5B 5h1)	33024P 7B 0h1 (=24462¢1 13B)	—	—	—	—
貨幣換算	I¢1=24B	I¢1=27B	I¢1=27B	I¢1=27B	I¢1=27B	I¢1=28B	I¢1=28B 0h1

年 度	1442年	1443年	1444年	1449年	1458年	1460年
[I] 市債	—	—	—	10659g 00 baibus u. 587P 10 ba	3838g ag 118g ba 00 baibus u. 622P 8.50 5H	301g ag 180g ba 00 baibus u. 420P 30.3H
1 利子返済	(—%)	(—%)	(—%)	(=15742P 505 0H)	(=60.23%)	(=11048P 5.58 1H)
(%)	—	—	20804g 20 0H	4361.56g 00 baibus u. 587P 10 ba	334g ag 104.5g ba 00 baibus u. 410P 88.5H	271g ag 110.5g ba 00 baibus u. 420P 30.3H
①通帯利子	(—%)	(—%)	(—%)	(=6802.5P 00 3H)	(76.07%)	(=10420P 4B 58H)
• Leihgedinge	—	—	10392.5g 88 0H	—	—	—
• Lösungsguthen	—	—	10373g 00 0H	—	—	—
②押置利子	—	—	38g 88 3H	—	—	—
2 元金返済	—	—	—	6273.5g 15B baibus	51g ag 12.5g ba 00 baibus u. 204.5P 00 6H	300g ag 410g ba 00 baibus
[II] 經常費	(—%)	(—%)	(—%)	(=8939.5P 4B 9H)	(34.26%)	(=1001.5P 00 0H)
(%)	4892.5P 90 5H	3362.5P 7B 7H	—	974.5g 100 baibus u. 360P 30 3H	334.5g ag 40g ba 00 baibus u. 305P 70 5H	30g ag 32.5g ba 00 baibus u. 330P 110 5.3H
1 使節派遣	(—%)	(—%)	(—%)	(=5049P 6.50 0H)	(19.35%)	(=4128P 7B 5H)
(%)	1139P 2B 8H	389.5P 8B 3H	—	65g 100 baibus u. 6.5P 20 6H	—	(=4692P 50 3.5H)
2 建築	1289P 6B 5H	1083.5P 6B 4H	—	161g 00 baibus u. 2066P 00 0H	10g ag 00 baibus u. 1135P 00 0H	103g ag 00 12baibus u. 1540P 00 0H
3 応接	428P 8.50 3H	165.5P 10 1H	—	77P 4.50 0H	9g ag 00 baibus u. 65.5P 6.50 0H	59.5P 90 2H
4 下級使節派遣	72.5P 4B 8H	62.5P 7B 5H	—	2g 00 baibus u. 54P 10 0H	36g 00 baibus u. 492P 30 0H	34g ag 00 baibus u. 597P 10 0H
5 警備	547P 8B 6H	442P 5B 0H	—	36g 00 baibus u. 971P 20 3H	32g ag 00 10baibus u. 624.5P 30 0H	25g ag 32.5g ba 00 baibus u. 120.5P 10 3.5H
6 官吏給与	1415.5P 9.50 8H	1218P 5B 0H	(—%)	710.5g 00 baibus u. 971P 20 3H	281.5g ag 40g ba 00 baibus u. 1189.5P 7.50 5.5H	(=2299P 6.50 1.5H)
(%)	(—%)	(—%)	(=1983.5P 1.50 0H)	(7.60%)	(=10.61%)	(11.34%)
6' 官吏衣服	—	—	—	—	—	—
① Doctor	—	—	—	8g 4g 00 baibus	—	—
②書記	—	—	—	64g 00 baibus	—	—
③市長	—	—	—	3名 : 20g ×3	—	—
④出納役	—	—	—	16g 00 baibus	—	—
⑤政務役	—	—	—	4名 : 6g ×4	—	—
⑥共有地管理役	—	—	—	22P 00 0H	—	—
⑦傭兵	—	—	—	273g 以下 u. 9P 00 0H	—	—
[III] 「一般歳出」	950P	641.5P 4B 3H	—	351g 4B baibus u. 202.5P 50 2.5H	61g ag 10.5g ba 00 baibus u. 2000.5P 40 1.5H	119g ag 876.5g ba 00 baibus u. 1530.5P 10 4H
(%)	(—%)	(—%)	(—%)	(=5277P 7.50 2.5H)	(20.22%)	(=4527P 7B 0H)
(次年度繰越)	—	—	—	—75.5P 5.50 5H	6850.5P 4B 2.5H	(22.23%)
(%)	—	—	—	1317g 70 baibus u. 4472P 00 5H	400.5g ag 163.5g ba 00 baibus u. 1190.5P 0.30 0H	458g ag 320.5g ba 00 baibus u. 900P 00 3.5H
總 計	—	—	—	(=2609)P 6.50 4H	(=21088.5P 2B 5H)	(=20267.5P 00 1.5H)
貨幣換算	1g = 280 6H	1g = 280 6H	1g = 280 6H	1g = 280 6H	1g ag = 280 6H, 1g ba = 280	1g ag = 280 6H, 1g ba = 280

筆者は、直接の原因は、①（第二次ツンフトー平民闘争（一四一一—二〇年）において都市参事会側が主張した）大都市戦争（一三八八—九九年）での敗北と六〇、〇〇〇グルデンという多額の賠償金支払い、②（同闘争委員会の主張した）参事会の乱雑な財政運営、無計画な都市借款、にあつたと見なしている。⁽²³⁾だが、この確認よりもさらに重要なことは、①に関しては、多額の賠償金支払いに耐えることができなかった都市財政の脆弱性の原因を探ることであり、②に関しては、なぜ参事会は無計画な都市借款政策を続けざるを得なかったのかの原因を探ることである。ここで、「長老」門閥層が参事会で占める議席の減少がもたらした負の影響——近視眼的な政策への傾向——と共に挙げるべきは、財政上の理由、当市の税収の少なさである。

一四一〇／一一年度の税収を一〇〇とすると、一四三六／三七年度は八〇・七四、一四三八年度は八九・四四、一四三九年度は一〇五・〇六、一四四〇年度は一〇五・八五、一四四一年度は一〇三・九九、一四四二年度は九・五七、一四四三年度は九三・一九、一四四九年度は七〇・〇八、一四五八年度は六〇・二三、一四六〇年度は六一・四八と推移している。一四三九年度から三年間は若干持ち直しているものの、一四四二年度以降、とりわけツンフト市制以降は税収が大幅に下落していることは明らかである。各税収が歳入中に占める割合から理解されるように、当市では「間接消費税依存体制」という前近代的な財政構造がとられており、税収の増減は主に間接消費税の増減に左右されていた。関税の下げ幅は小さく（最低の一四五八年度で一四一〇／一一年度の八五・二九％）、時には増えている時もある（最高の一四四〇年度で二二・九六％）が、それに対して市内消費税は一貫して下落している。一四一〇／一一年度の市内消費税収を一〇〇とすると、一四四〇年度ですら七六・六八であり、一四五八年度に至っては五三・八四ですらなく、その落ち込みは著しい。つまり、大衆消費財を中心とした市内消費財の購入低下が、間接消費税の収入を引き下げ、ひいては都市財政の危機をもたらす主要因となったのである。

それにも拘らず、財政危機への対策が定期金売却・市債発行（ないしは、代替策の無い、遅くとも一四四九年以降の定期金売却の廃止）であつたり、財産税の税率の五割増であつたりした。しかし、前者はせいぜいのところ少数の上層市民の資産の増大の可能性をもたらすに過ぎず、また後者にあつても、市債・間接税依存体制にあつては、財産税の収入の増加は歳入全体から見ても僅か四・四％にしか過ぎなかつた（一四三八年度）。対策が消費財購入の増大には直結していなかつたわけであり、根本的な解決策にはなつていなかつた。この点はこれまでに注目されてこなかつたが、筆者は重要視すべきだと考える。

さて、統治の具体例を示すのが歳入（表Ⅶ）の「経常費」の各費目であり、外交と軍事が中心であることが読み取れる。上記の刑事裁判権とあわせ考えると、依然として都市参事会は対内的及び対外的に身体・生命を保護する機能を果たし続けていたのである——（本稿では考察し得ないが、大司教は経済活動・財産・婚姻を保護する機能を果たしていた——。財政危機への対策が根本的な解決策になつていなかつたため、都市参事会が徴税権に基づいて行なう統治が先細りになるであろうことは明らかである。まず経常費全体の推移を見てみると、一四一〇／一一年度の経常費を一〇〇とすれば、一四三六／三七年度は僅か六・九〇、一四三八年度で少し持ち直して一二・二九、一四四九年度で一六・六〇、一四六〇年度でまた下落して一五・四三となる。いかに当時の都市参事会員職が無給の名譽職であるとはいえ、官吏を雇つて内政を行ない——会計役の四半年の俸給は四ポンド、都市書記の「俸給」は一〇グルデンの衣服、市門警備役の週給は一〇シリング（＝〇・五ポンド）、刑吏の週給は一六シリング等——、外交や軍事により都市を防衛する責務があつた。しかし、使節派遣という外交や、都市警備や傭兵雇用という軍事に使用した金額がこれほど減少しておれば、その統治はきわめて不完全なものであつたことは明らかであろう。例えば一四四九年の「会計簿」にあつては、四半年の給与一三グルデンで雇用されていた傭兵は四く六人しか挙げられておらず、市民ないし居留民自体の防衛力の弱さを考えると、マインツ市の軍事防

衛の脆弱さが如実に分かるのである。

先に指摘しておいた、紛争における「当事者主義」の一定の容認、その底にあった市民のみならず住民一般の「家」の自立の進展は、こうした都市財政の危機にもその要因があったと考えられる。

四 「家」Ⅱ「家共同体」

上で明らかにしたように、市長・都市参事会は参事会体制の立直し・強化に努めていた。だが、それを阻むものとして、「家」Ⅱ「家共同体」の自立の進展があつたのである。この局面は従来、マインツ史研究において論じられてこなかつたが、統治構造においては極めて重要である。⁽²⁴⁾

各市民は、まず都市内外の荘園領主権から、次いで大司教の都市君主権が一三世紀前半に確立してから後は都市君主権から、また同職組合及び都市参事会からも、徐々に自立していき、自由人として自らの「家」の形成に努めていった。

確かに、市長裁判権は、市民のフェーデ権行使の代わりに市長の仲裁を受け入れることにより自成的に形成されたものであつた。既に一三〇〇年編纂の『平和命令』I第三九条で、相互に戦争・フェーデを起こした市民が、両市長による仲裁・和解を受け入れながらも、その後「いづれかがその和解を破棄するならば、その者あるいは両者共に「マインツ」を去り、その者あるいは両者が、市長達もたらした和解を遵守し貫徹するまでの期間、市外に留まるべきである」と規定され、さらに、同第二六条では——市外でのフェーデは認められながらも——当該市民は両市長へのフェーデ通告の義務を負い、フェーデ中に非当事者の市民に被害を及ぼした場合には、フェーデ終了後に、『平和命令』に則つて刑に服すべきことが規定されていた。そして、『平和法典』(D)におい

ても、前者の条項は第八三条として、後者の条項は第四五条として、そのまま継受されている。これらの条項が市民の自力救済権を大幅に奪うものであることは言うまでもない。

しかし、『法典』(D)第四五条が、「マインツの外に敵がおり、それ故に短刀を携行することを必要とするマインツ市民は誰であれ、彼のフェーデを市長達に届けるべきである。かくして、市長達は〔以前には〕知らなくとも、彼らは彼の敵を聞き知ることとなり、その後、当該市民の敵がいる限り、短刀やその他の武器を身に付けることのできる許可を、市長達は、この市民、彼の子供達、彼支給の食物を食べ彼支給の衣服を着る彼の従者に対し、与えてもよい」と明白に規定しているように、一五世紀中葉に至つてもなおマインツ市民は、市外であれば、子供と奉公人 (Knechte) を従えてフェーデを行つてもよかつた。

『法典』(D)ではそれにとどまらず、——従来は市内での武器携行それ自体が禁止されていた『法典』(C)(二)が——、第四〇条で「在任中の市長達の許可と同意なしには、市外者であれ当市住民であれ、何人もマインツにおいて、公然と内密を問わず、昼と夜を問わず、長剣、短剣、仕込み杖、両刃の短刀、甲冑やその他の武器を他人への危害を目的として携行してはならない」と規定され、「他人への危害を目的として」という一文が挿入されることになり、自衛のための武器携行は許されることになった。新条項である第六二条はより明示的に、

「平和の中におらず、我々の市民に損害を及ぼそうとする者がマインツにおり、その者が当該の市民について、我々の市長達が妥当と見なした贖罪を受け入れようとせず、妥当な贖罪をなそうとしないならば、市長達は、市民に武器を携行する許可を与えてもよい」

と規定している。これらの規定は、市民のみならず住民の個人的自衛権を再び高める措置、あるいは住民の個人的自衛権の強化を追認する措置である。

市内でのフェーデそれ自体は禁止されているが、自衛権の行使はこのように従来以上に認められている。この

ことは暴力的な違法行為が当事者同士の問題であるという中世的な観念の一定の復活であると理解される。先に注目していた、謀殺、死者への暴力行為、失明（以上、重罪）、過失殺人（軽罪）について、——公刑罰が科されるにも拘らず——「都市参事会による和解命令」が新しく強調され、重傷害の場合には被害者への治療義務が附加され、賠償額が二倍にされていることが、その中世的な観念の復活と関係しているのである。さらに、『法典』（D）の新条項である第一三条では、「ある者がある者の身体の一部ないし複数の部分を一度不具にし、双方互いに別れて調停されたが、その後再び双方が出会い、上で規定されているように、彼らの一方が他方の身体の一部ないし複数の部分を再度喧嘩で不具にしたという事態が起こった場合、この犯行をなした者は、規定されているように、その度毎に、不具事件のそれぞれについて刑罰（*pena*）でもって贖罪す（*bußen und beßern*）べきである」と規定されている。本条項は、不具事件という重い傷害事件においてすら、最初の事件については、調停が成功すれば実刑が免除されることを前提にしているのである。そしてより軽微の傷害事件である殴打事件に至っては、同じく新条項である第二二条は、

「二人ないしそれ以上の者が殴打し合い、そして——このことが：市長達、ないし四人衆の一人に告訴される以前に——和解した場合、仮令市長達、ないし四人衆の一人が告訴なしにこの件に気付いていたにせよ、人々は当事者達をこの件に関して罰してはならない」

と明瞭に規定し、市長ないし四人衆（「助役」の許での訴追よりも当事者間での和解を、認めているのである。

以上指摘した、自力救済権の一定の承認、自衛権観念の強化は、共に、一方では「暴力的な違法行為が当事者同士の問題であるという中世的な観念の一定の復活」を生み、当事者主義の一つである和解を市長・都市参事会をして住民に勧めさせたが、さらに、自力救済権及び自衛権を有する市民——さらには住民一般——の基盤である「家」の独立性及び自律性を強化したのである。『法典』（D）第四七条はこう規定している。

「マインツに居住し、前述された違法行為のうち一つないしそれ以上の行為を実際に犯すか、あるいは犯そうとすることが明らかなる者は、——市長により全員でないし個別に、あるいは一名ないし複数の都市助役により搜索される時——自ら住んでいる当該違法行為者の家あるいは屋敷の中に隠れ、姿を現わそうとしない場合には、市長は全員でないし個別に、あるいは都市助役は全員でないし個別に平和を一般に告知し命令すべきである。しかし、その後、当該違法行為者がこの平和を攪乱するならば、市長あるいは都市助役が彼に命令したのと同じあり方で、その違法行為を、違法行為の内容に従って贖罪すべきである」。

つまり、——市長—参事会権力の増大にも拘らず——市長は、『平和命令』中の違法行為を現実に犯すか、将来犯すであろう者の家ですら自由に入ることはできず、『平和（＝自宅拘禁）を告知し命令す』るに止まるほどに、市民・住民の「家平和」は極めて強固であり続けたのである。事実、第二八条によつて、

「誰かある者が武器を携えようと、あるいは武器を携えなくとも、敵意をもつて他の者に対し家宅侵入をなす場合、この者が、居住している彼の家屋敷の中で如何に自己を防衛しようとも、彼は平和を攪乱したことはならない」

と規定され、家宅侵入から「家平和」が一般的に保証されていたのである。

家を統括する「家長」は、内部の者に対する権力を獲得することにより真の家長たり得るのであるが、一五世紀以降、あるいは既に一四世紀後半以降になつてその性格を一層強めていった。そして、『平和法典』(D)の新条項である第三九条に至つて、明示的に、

「男の奉公人 (Knechte) であろうと女の奉公人 (megete) であろうと奉公人 (gesinde) を雇つており、その男女の奉公人から自らの主人権 (Herrschaft) に何らかの害を加えられたり、言葉や行為でもつて自らの主人権が侮辱的にして傲慢な態度で対応されたり傷つけられたりした男女のマインツ市民は誰であれ、次のよ

うな場合であつても、つまり、したがつて、自らの奉公人によりそのように難儀を受けている当該の男女の市民が怒り、自分の家や賃貸住居で——男女の奉公人が不具にならない程度に——罰したり殴打したりする場合でも、当該の男女の市民は底意をもつてその男女の奉公人に違法行為を働いたことにはならない」

と定められた。これにより、法的に「主人権」(Herrschaft)、つまり「家長権」が認められ、(不法でない程度の)男女の奉公人に対する家長の処罰権が法認されたのである。

だが、だからといって、家長権が参事云権力を凌駕するわけではない。新条項である第五八条が定めるように、奉公人を雇っている者は、市外追放中の奉公人に「宿所を提供するか雇う場合、あるいは、何か仕事につけてやる場合」には、奉公人に市長が科した刑罰と同じ刑罰に服さなければならなかったのである。

こうした家長権により統括された「家」は、家族(狭義)と奉公人からのみ構成されていたのではなく、「親族」をも広義の家構成員として含みこむ団体であつた。市長からフェーデを禁止される者は、被害者のみならず、親族が被害を受けた者も含まれるからである(C四、D四九)。「法典」(D)では、一層その傾向が強められた。

「損害を受けたら、あるいは髪を引っ張られたり、あるいはその他の被害を受けたらした市民は誰であれ、その者やその親族はその月の内に市長達に告訴すべきである」(第五九条)

と規定され、事件一般の訴追者として新たに被害者の親族までが挙げられたからである。この親族には、市外追放者が一時帰市してもよいことになつていたので「父、母、姉妹、兄弟、姪、傍系親」の葬儀ないし病気の時であつたこと(六六)から、傍系親も含まれていたと考えられる。

家の経済的基盤は財産である。基本的に『刑事法典』である『平和法典』はそれについて述べるところは極めて少ない。だが、マインツ住民が所有物ないし自由世襲借地を占有し、占有権を示すために境界石をおいていたことは確認できる(六〇、六四)。男性のみならず、婦女誘拐条項(三七)からも明らかのように、既婚、未婚を

問わず女性も——その程度、割合は不明であるが——相続権を確立している。そして、財産を有する者は、男女を問わず貨幣で直接税 (Schatzung) を納める義務を負っていた (六四)。ただ、女性の財産は「彼女の最近親の相続人に相続されるべきである」としか規定されておらず (三七)、その最近親の相続人が誰であるかは、『平和法典』からは確定され得ない。

なお、不法侵入による傷害・殴打の対象として『法典』(D) で初めて、市民のみならず奉公人の家 (ないし賃貸住居) が登場する。その際、現実に傷害・殴打事件を犯した者は、その家の占有者が市民であろうと奉公人であろうと関係なく、永久市外追放刑に処せられることになっており (三〇)、奉公人の家も自立した家と観念されるようになっていた。但し、上述の「真の家長権」を奉公人が有することは認められてはいない。

こうして家長権を強化した市民・住民は「家共同体」を強化していく。さらに彼らは、「家共同体」から構成されるツンフトを基盤として、ツンフト・平民闘争を続け、一方で都市参事会議席を確保、独占していき、他方で都市参事会との共同統治権を確保、拡大していった。ここに、都市参事会統治体制の一つの限界があつたのである。

五 近世への変容と断絶

一五世紀になり、マインツ大司教による領邦君主権の形成が本格化してくると、帝国自由都市であつたマインツは、大司教位をめぐるナッサウ伯アドルフとイーゼンブルク伯ディーターとのフェーデに巻き込まれ、内部分裂を起こし、一四六二年一〇月二八日未明、アドルフ・フォン・ナッサウに敗北し、再び、選定侯都市＝領邦都市に降格した。皇帝フリードリヒ三世は、この降格の帝国法上の承認を拒否したが、ナッサウ伯はそれを無視し

た。この降格（正式には一四八六年五月二日）は、従来より、ドイツ領邦国家形成史上、「画期的事件」として著名であつて、近世の出発点として位置づけられよう。しかし、この事件によつて断絶がもたらされただけではなく、中世的なあり方が変容させられた側面も見逃してはならない。その二側面の枠組みを、以下提示しておきたい。

まず、「変容」の側面である。

(1) 以上、見てきたように、都市参事会は——旧来からの刑事裁判権、及び諸行政権と共に——(刑事)立法権を独占することによりオーブリッヒカイトとして統治体制を作り上げていった。一四六二年まで都市参事会は、市民(長老)門閥と親方層)により構成員が選出されていた市民自治機関であつたが、一四六二年以降、大司教は、参事会員を——大司教の任免権と参事会員の推薦権・終身制とにより——中間権力の性格をも一定程度帯びた「君主官僚」にすることにより、参事会が作り上げてきたオーブリッヒカイト的な統治体制を自らの君主統治の一環として組み込んだ。これは、各ツンフトが自律的な団体として作り上げてきた管理体制を、大司教が、——上級親方選出権、君主役人による種々の監督、条令制定権により——自らの君主統治の一環として組み込んだことと、パラレルである。ただし、ツンフト(一四六二／六八年以降、大司教により兄弟団として再編された)は、一般親方の選出権、集会における同意権、「口伝の法」に關係した規約制定権・裁判権により、中間権力としての性格が、都市参事会よりも強かつた。⁽²⁵⁾

(2) 一四六二年以降、最高の都市君主官僚である総督が、——時に都市参事会と共に——刑事裁判権を行使することになったが、その際に依拠したのは、市民自治立法として成立した『平和法典』であつた。しかし、一四六二年以降になると『平和法典』において、「市長(単複)」という職は削除され、「総督」職によつて上書きされ(第一条「殺害者への、贖罪目的の援助」、第二六条「財産寄託に伴う権利授与の拒否」など)、「都市」は「わ

これらの恵み深き主君(「マインツ大司教」)によって上書きされていく(第一三条「不具事件」、第一四条「重傷害」など)⁽²⁶⁾。かくして、「平和法典」は君主立法典に改変されたのである。このことは、ほとんどの場合、「ツンフト強制」を核とする、各ツンフトの自主的な締約であった「ツンフト規約」が、君主条令の「兄弟団条令」に改変されたことと、同じである。

こうした「変容」を基盤にして、つまり、中世に形成されていた諸制度を君主制的制度に改変することを基盤にして、「断絶」の側面が進められていった。

(1) 三十年戦争まで、市民の誠実宣誓を待つて大司教支配権が成立し得るといふ、前近代的な二元主義が存続したが、しかし、市民と大司教が相互に相手の権利を確認しあうという固有の身分制国家段階の指標は見られず、市民の臣民としての服従義務が前面に出され、大司教が市民特権を確認することは無い。⁽²⁷⁾「公益」に関わる一般市民(「平民」)の共同統治権も否定されている。さらに、三十年戦争以降は、もはや、市民の服従・誠実宣誓無しに大司教の君主統治が行われることになった。

(2) 大司教位フェーデの勝者「新大司教であるナッサウ伯アドルフによる全市債無効宣言により、マインツ市は、一層の財政悪化をもたらしてきた市債債務から解放された。これによりフランクフルト市民は約八万グルデンの損失を蒙った。債権者であった諸都市のうち、ヴォルムスとシュパイエルを除く他の帝国都市の参事会は、諸侯からの攻撃により自らの独立性を失うことを恐れ、この市債無効宣言を黙認したのである。⁽²⁸⁾この措置により、マインツ市財政は危機を脱したのである。その意義は大きい。

(3) 近世の大司教は、ツンフトへの監督を強め、市場秩序のみならず、広くポリツアイ(「内政」)全般の規制を進めていき、行政権を発展させた。その際の命令が、君主立法によるポリツアイ条令である。また、一四六二年以降、君主制的な防衛義務が市民に課せられるようになり、一六世紀中葉に君主権下の「市民選抜民兵軍」が

創設された。統治機能に関して言えば、中世においては秩序・平和維持にその重点があったが、近世にいたっては、秩序維持のみならず、それに支えられつつ、内政上の到達目標を設定し、公共の福祉を増進するという能动性にその重点を移していったのである（「バロック的な国家文化」）。

結 論

以上のことより、以下の点を確認しておきたい。

(1) 一五世紀においても、一四世紀中葉に確立した、都市君主権と市民自治権とから構成される「重層的二元主義」が存続している。市民・住民を直接支配する次元にあつては、都市参事会は対内的及び対外的に身体・生命を保護する機能を、大司教は経済活動・財産・婚姻を保護する機能を、果たしていた。

市長・都市参事会は、①職権訴追主義を未だ採らないにせよ、個人に対する暴力的違法行為（謀殺、過失殺人、失明、待伏せ・不法逮捕、婦女掠奪、重傷害、不法家屋侵入などの重罪など）及び家屋内強窃盗に関する管轄権を維持し、②ローマ法を援用して、政治的な違法行為、特に謀反に関わる行動を糾問手続き及び自由裁量刑で取り締まり、参事会体制の立直し・強化を図った。また、彼らは、大司教・教会側から家平和管轄権、民事裁判権のうちで世俗債務訴訟に関わる裁判権を奪うことに努めていた。

(2) だが、謀殺、死者への暴力行為、失明、過失殺人について「都市参事会による和解命令」が新しく強調され、重傷害の場合には被害者への治療義務が付加され、賠償額が二倍にされた。確かにその和解命令は参事会の自由裁量刑に担保された強制措置ではあったが、これは市長裁判権・都市参事会体制の権威・権力の低下を示し、住民「家」の自立の進展という重要な局面を示すものである。

(3) 上記(2)をもたらし主たる要因の一つが、都市財政の危機であり、これの主たる原因は大衆消費財を中心とした市内消費財の購入低下にあった。しかし、危機への対策は、定期金売却、市債発行や財産税の税率の五割増という、大衆消費財購入の増大には直結していない政策であつて、根本的な解決策にはなつていなかった。その結果、都市参事会統治は大きな限界を迎えることになり、内政のみならず、外交、軍事は極めて不完全なものにならざるを得なかつたのであつた。「家」が集まつたのがツンフトであり、ツンフトに結集した平民は都市財政の危機に直面して、都市参事会議席及び都市参事会との共同統治権を要求することになつたのである。

(4) 中世末期においては、都市参事会のオーブリツヒカイト化の進展、それを制限する、「公益」に関わる平民の共同統治権、各ツンフト及び「家」の自律権の発展が行なわれ、諸団体の自律化が最高度に展開した。近世の成立とは、一方において、そうした諸制度を——中間的権力の性格を一定程度帯びた——君主制的制度に改変させて組み込み(変容)、他方において、——中世以来の、君主権と市民自治権とから構成される「重層的二元主義」を存続させつつも——君主と市民との双務契約的な支配関係を否定し、「公益」に関わる平民の共同統治権を否定し、君主制的な軍事権と行政権(内政上の到達目標を設定し、公共の福祉を増進する統治権)を發展させることである(断絶)。中世末から近世への移行は、この変容と断絶の両側面を持つていた。それ故、時代区分論的に、中世末期は、近世を準備した側面を持つと同時に、近世とは異質な時代でもあつたのである。

註

- (1) Hans Spangenberg, Territorialwirtschaft und Stadtwirtschaft. Ein Beitrag zur Kritik der Wirtschaftsstufentheorie (Beihft 24 der Historischen Zeitschrift), München/Berlin 1932, S. 74.
- (2) Zeitschrift für Historische Forschung, Bd. 1 Hft 1, S. 1 f. Diemar Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte, München

1990, S. vii.

- (3) Michael Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, 1. Bd., München 1988, S. 47 f., 359, 394 f., 399-401. Peter Blickle, *Deutsche Untertanen*, München 1981, S. 86-89, 112-114, Lothar Gall (Hrsg.), *Enzyklopädie deutscher Geschichte*, Bd. 1 ff., Oldenbourg 1988 ff. 拙著『近世ドイツ絶対主義の構造』創文社、一九九四年、六〇―六五頁。拙稿「近世ドイツ領邦絶対主義をめぐる諸問題」〔法制史研究〕四八、一九九九年、九七―九九頁。
- (4) 拙稿「一五世紀自由都市ドイツにおける都市君主権の構造」〔法制史研究〕二七、一九七八年、五七―一〇三頁。
- (5) Fr. J. Mone (Hrsg.), *Das Friedensbuch der Stadt Mainz*. Um 1430, S. 3-5.
- (6) Carl Hegel, *Die Chroniken der mittelhessischen Städte*. Mainz. Bd.1 (= Die Chroniken der deutschen Städte, Bd.17), Nachdruck der 1. Aufl. Leipzig 1881, Göttingen 1968 (Zürcher C. Hegel, *Mainzer Chronik 1* 略称), S. 53, 56, 59, 73, 75-92, 121-127, 130, 155 f., 178-183, 185f., 375-377. Joachim Fischer, *Frankfurt und die Bürgermünhen in Mainz* (1332 bis 1462), Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd. 15, Mainz 1958, S. 16, 19, 21, 34-36. Reinhard Barth, *Argumentation und Selbstverständnis der Bürgeropposition in städtischen Auseinandersetzungen des Spätmittelalters*. Lubbeck 1403-1408 - Braunschweig 1374-1376 - Mainz 1444-1446 - Köln 1396-1400, Köln/Wien 1974, S. 176-232. 拙稿「自由帝国都市ドイツの統治構造におけるコメント」〔佐藤伊久男編〕ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社、一九九四年、三八―一九〇頁。
- (7) この問題について筆者は既に以下の「訳・註釈」で論じておいたが、本稿でも行論上必要であるため、簡略化して述べておくことにする。拙稿『ドイツン市平和典』(Das Friedensbuch der Stadt Mainz) (D) (一四三〇―一四四四年) 訳・註釈 (一) 〔史淵〕第一四三輯、二〇〇六年、一五一―二頁。
- (8) Fr. J. Mone (Hrsg.), *Das Friedensbuch der Stadt Mainz*. Um 1430, S. 4.
- (9) C. Hegel, *Verfassungsgeschichte von Mainz*, Nachdruck der 1. Aufl. Leipzig 1882, Göttingen 1968, S. 119.
- (10) Ludwig Falck, *Die freie Stadt in ihrer Blütezeit 1244-1328*, in: F. Dammont, F. Scherf, F. Schütz (Hrsg.), *Mainz. Die Geschichte der Stadt*, Mainz 1998, S. 163.
- (11) C. Hegel, *Mainzer Chronik 1*, S. 153 f. 最近では W・トノリスが『このコンラート・フメリのような「長老」門閥とコメント

- の間に位置した下層「長老」門閥に着目して、①彼らこそが闘争や都市貴族（支配）の崩壊にあつて決定的な役割を担い、②身分としての都市貴族が都市社会から姿を消した一四四四年以降も、彼らの一部がツェンフト市制の指導的地位に就いていた、と主張している。Wolfgang Dobras, Münzhausensossen und andere Geschlechter. Bemerkungen zur Mainzer Oberschicht in den Bürgerkämpfen des 15. Jahrhunderts, in: Mainzer Zeitschrift, Bd. 96, 2001, S. 95 f., 104-109.
- (12) C. Hegel, Mainzer Chronik 1, S. 90-92, 111-114, 196.
- (13) 拙稿「自由帝国都市マインツの統治構造におけるツェンフト」三六六-七二、三八六-九〇頁。同、三七八-九、三八五頁、参照。
- (14) 一四世紀のツェンフト、Stephan Alexander Würdwein (Hrsg.), Mainzer Friede-buch, An. 1335-1352, in: derselbe (Hrsg.), Diplomataria Maguntina, Bd. I, Mainz 1788, S. 490-516⁶ 及び、この『平和法典』(C)を分析した拙稿「一四世期中葉自由都市マインツにおける都市参事会支配の構造」『史学雑誌』第八五編第四号、一九七六年、三九一-六六頁を参照。
- (15) C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz, S. 119.
- (16) Wilhelm Ebel, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, Göttingen 1958, S. 73-77. W・エーヘル著、西川洋一訳『ドイツ立法史』東京大学出版会、一九八五年、二二一-二八頁。
- (17) 「長老」門閥の代表であるハインリッヒ(三世)・ツェム・ユングェンの例に見られるように、「長老」門閥の上層はマインツ市民権を放棄して、下級貴族⇨農村貴族への上昇を図っており、市内に残った「長老」門閥は中・下層でしかなかった。Heidrun Kreutzer, Auf dem Weg vom Patriziat zum Niederadel. Die Mainzer Familie zum Jungen und die Könige im 14. und 15. Jahrhundert, in: Michael Mathews und Walter G. Rödel (Hrsg.), Bausteine zur Mainzer Stadtgeschichte (Geschichtliche Landeskunde, Bd. 55), Stuttgart 2002, S. 47, 68.
- (18) C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz, S. 95-98. なお、葡萄酒の購入や小売の際の税をめぐる都市と聖職者との長年の紛争については、一四三五年一月七日に「聖職者協定 (Plattfenchachtung)」が締結され、聖職者は自家消費のための葡萄酒購入の際には免税とされ、小売の際には市長及び都市参事会により告訴されるようになった。Dieter Demandt, Stadtherrschaft und Stadtfreiheit im Spannungsfeld von Geistlichkeit und Bürgerschaft in Mainz (11.-15. Jahrhundert) (Geschichtliche Landeskunde, Bd. 15), Wiesbaden 1977, S. 118-144. 以下の行政権の考察は、ヴェルムンブルク州立古文書館 (Staatsarchiv

- Würzburg) 所蔵の『マインツ市会計簿』(Accidental = und Bestelungsbücher Nr. 1-1d (Großfol. Perg.): Mainzer Stadtrechnung 1410 (Signatur 40576), 1436 (ibid. 40577), 1449 (ibid. 40578), 1458 (ibid. 40579), 1460 (ibid. 40580))⁷⁾及び『年代記』記載の「会計簿」(一四三七―一四三八―一四三三)の分析結果である。
- (19) C. Hegel, *Verfassungsgeschichte von Mainz*, S. 100 f. 同様の事象は南ネーデルラント諸都市でも認められ、西欧の一般的事象でもっとも考えられる。藤井美男『ブルジョア国家とブリュッセル——財政をめぐる形成期近代国家と中世都市』ミネルヴァ書房、二〇〇七年、二六三頁。
- (20) C. Hegel, *Verfassungsgeschichte von Mainz*, S. 98-100.
- (21) Josef Kulischer, *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*, Bd.1, München 1928, S. 338 f.
- (22) J. Fischer, *Frankfurt und die Bürgerunruhen in Mainz* (1332 bis 1462), S. 53 f.
- (23) 拙稿「自由帝国都市マインツの統治構造におけるマインツ」三七八、四一一頁。
- (24) Eberhard Iseemann, *Die deutsche Stadt im Mittelalter: 1250-1500*, Stuttgart 1988, S. 291-293. Vgl. Otto Brunner, *Das „ganze“ Haus und die alteuropäische „Ökonomik“*, in: derselbe, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, 2. vermehrte Auf.*, Göttingen 1968, S. 103-127. O・ボンナー著 石井紫郎他訳『ヨーロッパの歴史と精神』岩波書店、一九七四年、一五一―八九頁。
- (25) 拙稿「ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力」(下)『史淵』第一四〇輯、二〇〇三年、一九五―二三六頁参照。
- (26) 「割捨」 「上書」 抄、Fr. J. Mone (Hrsg.), *Das Friedensbuch der Stadt Mainz. Um 1430* 255a-b, 条項 255a-b, 256.
- (27) Heinrich Schrohe, *Die Stadt Mainz unter kurfürstlicher Verwaltung* (1462-1792) (Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz), Bd. 5, Mainz 1920, S. 182. „Erzbischof Adolf II verleiht seiner Stadt Mainz ihr neues Grundgesetz. 1469 Mai 25“, in: C. Hegel, *Verfassungsgeschichte von Mainz*, S. 211 f.
- (28) W. Dobras, *Die kurfürstliche Stadt bis zum Ende des Dreißigjährigen Krieges* (1462-1648), in: F. Dumont, F. Scherf, F. Schutz (Hrsg.), *Mainz. Die Geschichte der Stadt*, S. 227.